

浜松市都市計画公園の見直し計画

平成 26 年 10 月

浜 松 市

1 都市計画公園の見直し計画の目的	1
2 都市計画公園の現状と問題点	2
3 都市計画公園の見直しの考え方	3
4 都市計画公園の見直し手順	4
5 都市計画公園の見直し計画	14
6 都市計画の変更・事業の実施に向けて	85
7 策定の経緯・体制	86
用語解説	87
都市計画決定等の経緯	91

1 都市計画公園の見直し計画の目的

公園緑地は、緑の拠点として、自然環境の創出、防災機能の確保、スポーツ・レクリエーションの場の提供、潤いある都市景観の形成等、多様な役割を担うことから、その量の確保と質の充実が求められています。その中で都市計画公園・緑地・墓園（以下、「都市計画公園」という。）は、将来の都市像を踏まえ、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保することを目的に、都市計画法で定められた公園です。

浜松市（以下、「本市」という。）における多くの都市計画公園は、高度経済成長期の市街地拡大や人口増加を前提に計画しています。

しかし、都市計画決定したものの、整備が完了するまでには多大な資金と時間を要するため、事業着手の目途が立たず、長期間にわたって未開設となっているものがあります。

近年の社会経済情勢の変化からも、これらの公園の開設には今後更に年月を要することが予測され、周辺住民や地権者に対して様々な問題を生じさせる可能性があります。また、都市計画決定当初にその公園に期待されていた役割にも、変化が生じてきています。

このため、既存の都市計画公園の中で未開設区域が存在するものについて、現状等を踏まえたうえで、それら未開設公園の必要性を社会情勢の変化に照らし合わせて検証し、都市計画公園のあるべき姿を個別に示す見直し計画を策定する必要が生じました。

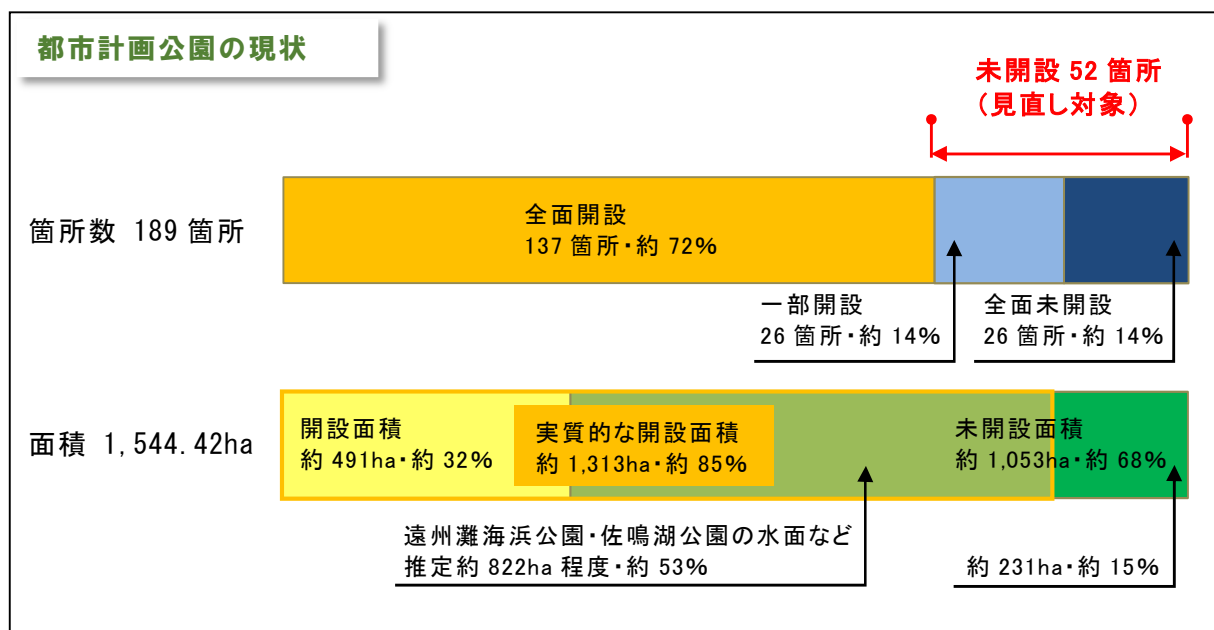
見直し計画は、平成26年6月に公表した「浜松市都市計画公園の見直し方針と整備の優先順位付け方針」のうち、「見直し方針」に基づいて、個々の公園の必要性を検証した結果を示したものです。なお、見直し計画で必要性が確認された未開設区域については、今後、効率的、効果的に整備するために、「整備の優先順位付け方針」に基づいて、事業着手の目途を示す整備プログラムを策定する予定です。

現在、「市民一人当たりの都市公園等面積」の全国平均が10.0㎡（平成25年3月末）であるのに対し、本市は7.83㎡（都市計画区域では8.09㎡（特定地区公園を除く。）、平成26年3月末）と全国水準に及んでいません。今後も公園整備を進めていくためには、選択と集中の考えのもと、限られた財源を活用しながら事業を進めていく必要があるため、本見直し計画を活用していきます。

なお、本見直し計画は、新たな都市計画公園の追加や再配置を検討するものではありません。これらの検討は、今後の緑の基本計画の改訂時において、本市における総合的なみどりのあり方を踏まえて行います。

2 都市計画公園の現状と問題点

市内には、平成 26 年 3 月 31 日現在で 189 箇所の都市計画公園があり、そのうち全面を開設している公園は 137 箇所、未開設区域が存在するものが 52 箇所あります。本計画では、未開設区域が存在する 52 箇所を見直しの対象とします。この 52 箇所の公園のうち、当初都市計画決定から 40 年以上が経過したものは 35 箇所（未開設面積 1,039.38ha）あります。



社会経済情勢等の変化

- ・ 少子高齢社会・人口減少社会の到来
- ・ 公共事業投資の縮減
- ・ 都市計画の見直しの機運の高まり
- ・ 将来都市構造の集約型都市構造への移行

都市計画公園整備の問題点

- ・ 配置及び機能面での必要性の変化
- ・ 建築物の建て替えや土地利用への影響
- ・ 市街化の進展による事業費の増大
- ・ 合意形成の長期化

取り組むべき主要な課題

必要性の再確認、整備予定時期の明示

都市計画公園の見直し(見直し計画)と
整備の優先順位付け(整備プログラム)

3 都市計画公園の見直しの考え方

● 緑の基本計画における公園整備の考え方

ハード主体の施策（地域や地区、施設などの保全や整備などを主体とする施策）

- 骨格となるみどりの保全・育成
- 浜松固有のみどりと文化の伝承
- 都市部のみどりの創出・活用
- 産業・経済の活性化につながるみどり

都市公園等整備の方針

- 都市計画決定済みであるものの未だ整備されていない公園の整備推進
- 身近な公園の整備の推進
- 特色のある公園の整備や再整備の推進
- 既存公園の利活用の促進



● 都市計画公園の見直しの考え方

■ 上位計画との整合を図るため、適正かつ合理的な土地利用の観点で見直します

都市全体の土地利用や都市計画道路等の他の都市計画等との整合を勘案します。特に、高度経済成長期に市街地拡大を予想して郊外部に配置した公園は、将来都市構造に照らし合わせて必要性を検証し、廃止や縮小を検討します。また、浜松城公園などの本市を代表する公園は、今後も整備や再整備を推進します。

■ 緑の基本計画の計画目標の実現のため、「みどり生活を愉しむ場＝公園」の観点で見直します

日常生活の身近な場所に緑空間を確保することを重視し、不足する地域には、既存ストックを活用して代替施設等を確保するなど、不足する機能の補完を目指します。

■ 市民の生命を守る防災の観点を重視し、配置や規模を見直します

静岡県第4次地震被害想定や地域防災計画に基づき、防災、減災、復興に寄与する公園を確保することを重視します。

■ 都市環境改善と生物の生息環境の観点で、配置や規模を見直します

地球温暖化防止や都市部の気温上昇の抑止となる公園緑地を保全することや確保すること、身近で多様な生物の生息・生育が期待できる公園を確保することを重視します。

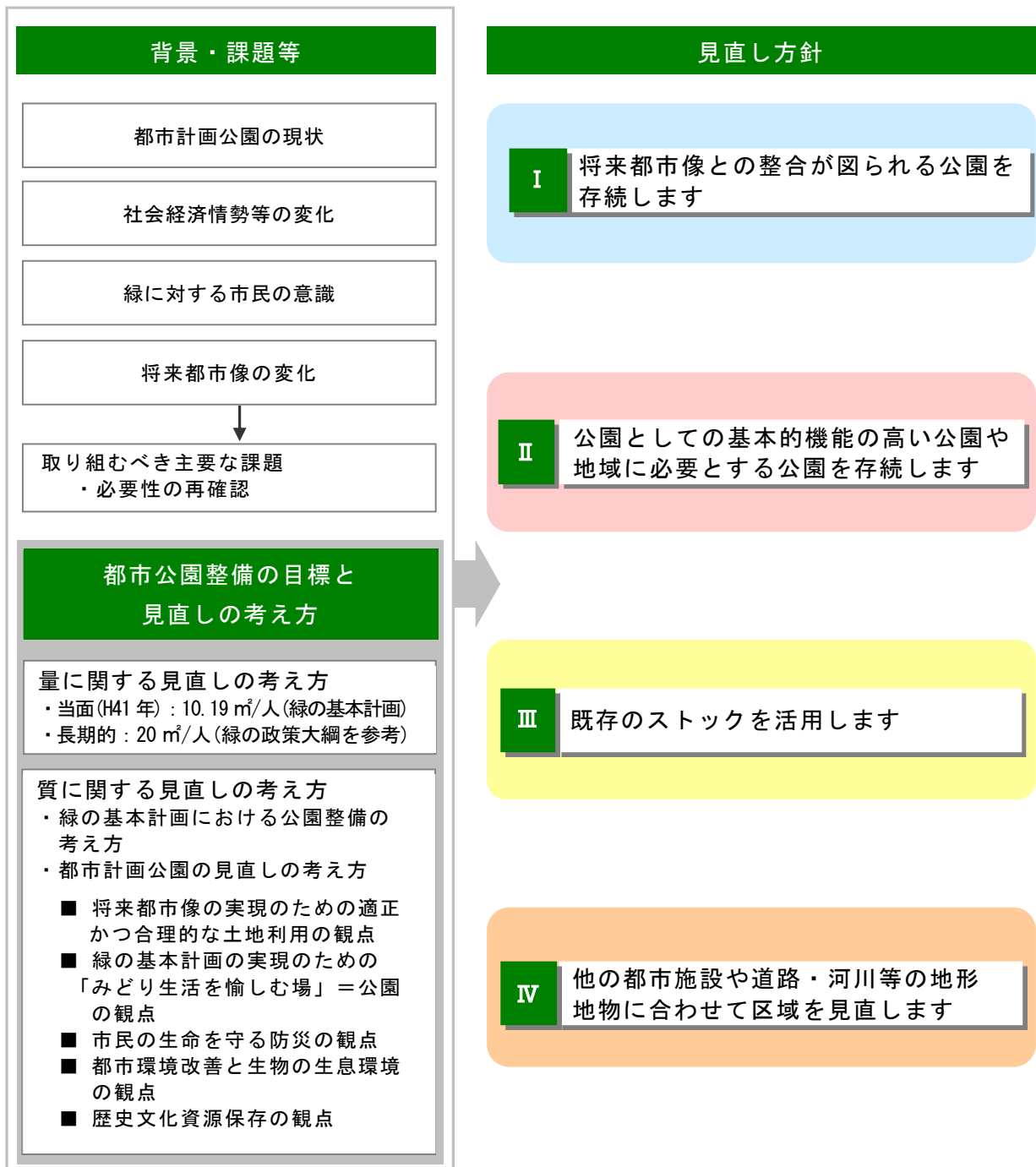
■ 歴史文化資源の保存と活用の観点で、公園を見直します

史跡等で歴史上または学術上価値の高いものがある区域は、計画をできる限り変更しないものとします。

4 都市計画公園の見直し手順

(1) 見直し方針

見直しを進めるにあたっては、「背景・課題等」及び「都市公園整備の目標と見直しの考え方」を踏まえ、次の4つの方針に基づいて行いました。



(2) 見直し手順

見直しは、以下の①から⑥の手順に従って行いました。

現状の把握

- ① 都市計画公園の現状把握
- ② 未開設公園・区域の抽出

すべての都市計画公園の現状を把握し、未開設公園・区域を抽出する。

I 将来都市像との整合

- ③ 上位計画、関連事業との関連確認

上位計画等で目指す本市の姿を実現するために必要な都市計画公園であるか確認する。

- ・上位計画・関連計画における位置づけを確認
- ・関連事業からの必要性を確認（都市計画事業、市街地整備事業等） 等

II 基本的機能・地域での必要性

- ④ 求められる機能と必要性の検証

見直し時の都市計画公園について、社会経済情勢の変化などを勘案し、当初求められていた機能が将来にわたり必要であるか、また、必要とされる新たな機能がないかどうかを検証

・計画内容の確認と検証

計画内容の確認を行い、社会情勢の変化による必要性の検証を住区基幹公園と住区基幹公園以外の公園でそれぞれ行う。（誘致圏の重複率、市街化区域やD I D、都市計画決定当初求められていた機能の必要性、総合公園の必要性、身近な公園としての必要性を検証）

・現況から求められる公園機能の検証

地区特性や特に検討すべき公園機能を評価する。（市街化区域やD I D、誘致圏の緑地率、地域制緑地の指定状況、環境保全機能、防災機能、景観機能、スポーツ・レクリエーション機能を検証）

・計画内容の変更の検討

当初求められていた機能が、上記の検証を経て、変更の必要がある場合は、公園種別や規模の変更を検討する。（標準規模との比較、郊外部の住区基幹公園における種別変更、特殊公園・緑地への種別変更、住区基幹公園以外の公園の計画内容による種別変更を検討）

III 既存ストックの活用

- ⑤ 既存ストックの活用検証

限られた財政状況の中で効率的で重点的な整備を行う観点から、機能を代替できる用地などが近隣にある場合はそれらの有効活用を図る。

IV 他の都市施設等との区域の整合

- ⑥ 区域細部の見直し

周辺の道路状況、公園の利用実態、区域界の状況に応じて、区域を見直す必要があるか確認する。

存続する
公園緑地

変更する
公園緑地

廃止する
公園緑地

① 都市計画公園の現状把握

都市計画公園の整備状況や管理状況、未開設区域の宅地化状況、周辺地域の状況について、現況を把握します。

② 未開設公園・区域の抽出

現状把握をもとに、見直しの検証が必要となる未開設公園を抽出します。また、未開設の区域も把握します。

すべての未開設公園を対象として、個別に都市計画の決定、変更の沿革、計画内容の把握、整備状況、管理状況の把握などを行います。

I 将来都市像との整合が図られる公園を存続します

③ 上位計画、関連事業との関連確認

将来都市像の実現に向けて、必要な都市計画公園の確認を行います。

- ・ 上位計画との整合を確認
- ・ 都市計画事業等からの必要性を確認

確認する計画

第2次浜松市総合計画
浜松市都市計画マスタープラン（拠点）
浜松市緑の基本計画
浜松都市計画区域マスタープラン

確認する関連事業等

都市計画事業認可状況
市街地整備事業 等

上位計画、関連事業を確認した後、公園種別ごとに全市的な配置を確認します。また、公園種別ごとに誘致圏図等を作成し、公園が不足している地域を確認します。公園が不足している地域では、公園の必要性が高いと判断するとともに、その地域における今後の公園整備のあり方を検討します。

II 公園としての基本的機能の高い公園や地域に必要とする公園を存続します

④ 求められる機能と必要性の検証

見直し時における都市計画公園について、社会経済情勢の変化などを勘案し、当初求められていた機能が将来にわたり必要であるか、また、新たに必要とされる機能がないかどうかを検証します。

a) 計画内容の確認と検証

公園及び未開設区域の計画意図や内容を都市計画決定図書の計画平面図や都市計画決定の経緯(理由)等から確認し、都市計画決定当初求められていた機能を把握します。また、当初求められていたそれらの機能が、社会経済情勢や現地の状況、利用形態等の変容によって変化し、計画変更の必要性が生じているかどうかを以下の手順で確認します。

a)-1 住区基幹公園の機能検証

●住区基幹公園の誘致圏重複率による必要性の検証

未開設区域が存在する住区基幹公園の誘致圏の重複率を算定して近くにどの程度同様の公園があるか把握し、必要性を検証します。

公園種別		内 容
住区基幹公園	街区公園	未開設の街区公園から概ね250m圏内に整備された街区公園(都市公園)が存在しない場合は必要性が高いと判断します。 ※街区公園とは、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	未開設の近隣公園から概ね500m圏内に整備された近隣公園(都市公園)が存在しない場合は必要性が高いと判断します。 ※近隣公園とは、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2.0haを標準として配置する。
	地区公園	未開設の地区公園から概ね1km圏内に整備された地区公園(都市公園)が存在しない場合は必要性が高いと判断します。 ※地区公園とは、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4.0haを標準として配置する。

●住区基幹公園の需要面からの必要性の検証

評価項目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域 ・D I D (人口集中地区) 	<p>人口が集中しているところは、需要の観点から必要性が高いと判断します。</p> <p>具体的には、市街化区域またはD I Dに位置するものは必要性が高いと判断し、市街化調整区域に位置するものかつD I Dに位置しないものは必要性が低いと判断します。</p>

a)-2 住区基幹公園以外の公園の機能検証

●住区基幹公園以外の公園の計画内容による必要性の検証

計画内容の確認結果を踏まえ、都市計画決定当初求められていた機能の必要性を、社会経済情勢や現地の状況、利用形態等の変化を踏まえて検証します。なお、この検証は、都市計画道路の見直し計画も踏まえて行います。

評価項目	内 容
都市計画決定当初求められていた機能の必要性	計画変更の必要が生じている場合は、当該種別の都市計画公園の必要性を検討します。
総合公園の必要性	<p>総合公園は、都市全域をその誘致圏として設置するものであることから、概ね1時間以内で到達できることが望ましいとされています。また、大都市にあっては、市民が利用しやすい方面別やブロック別に配置することが望ましいとされています。よって、概ね1時間以内で到達できる範囲における総合公園の有無や全市的な配置から必要性を検討します。</p> <p>なお、本市における現時点の総合公園の一人当たり面積（すべての総合公園が整備された場合）は、14.7㎡/人であり、国の通達で示された総合公園の一人当たりの必要面積である1㎡/人を大幅に上回っていることも考慮します。</p>

●身近な公園としての必要性の検証

住区基幹公園以外の公園については、身近な公園としての必要性を検証します。住区基幹公園が不足する地域においては、住区基幹公園以外の公園も、街区公園のような身近な公園機能が求められます。したがって、計画内容の確認とともに、公園種別によらず、すべての公園の配置状況と身近な公園として必要な機能の整備状況を確認し、住区基幹公園以外の公園について、街区公園に種別変更した場合の必要性を検証します。

評価項目	内 容
身近な公園としての必要性	住区基幹公園以外の未開設の公園から概ね250m圏内に整備され、かつ、街区公園のような身近な公園機能を有した都市公園または都市計画公園が存在しない場合は街区公園としての必要性が高いと判断します。

b) 現況から求められる公園機能の検証

身近な公園の充実を図る観点と公園の基本的な機能を確認する観点から、以下の手順で都市計画公園の周辺と区域内の現況を把握し、公園機能の必要性を確認します。

b)-1 地区特性による必要性の検証

都市計画公園が位置する地区の特性により、その必要性を判断します。判断項目及び基準を次に示します。

地区特性による評価基準

評価項目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域 ・D I D (人口集中地区) 	人口が集中しているところは、需要の観点から必要性が高いと判断します。
評価基準	市街化区域またはD I Dに位置するものは必要性が高いと判断し、市街化調整区域に位置するものかつD I Dに位置しないものは必要性が低いと判断します。
誘致圏の緑地率	緑地率が低いところは、緑の保全、創出の観点から必要性が高いと判断します。
評価基準	<p>概ね30%(市街地面積に対する緑地の確保目標水準：平成7年7月都市計画中央審議会答申)を目安として、必要性を判断します。</p> <p>※ 緑地率の算定方法 $\text{緑地率}(\%) = \frac{\text{誘致圏内の緑地面積(公園自体は除く)}(\text{ha})}{\text{誘致圏面積}(\text{ha})} \times 100$ </p> <p>誘致圏内の緑地は都市計画基礎調査土地利用現況の田、畑、山林、その他自然地を集計します。住区基幹公園以外の誘致圏は、公園の規模に合わせて設定します。天竜川、浜名湖、遠州灘の面積は除きます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域制緑地の指定状況等 	無秩序な市街化の抑制を図り、良好な自然環境や居住環境を形成すべき地区に存在あるいは隣接する都市計画公園は、必要性が高いと判断します。
評価基準	地域制緑地（特別緑地保全地区、緑地保全地域、風致地区、地区計画等）の指定区域及び今後指定する予定の区域に存在あるいは隣接している都市計画公園は、必要性が高いと判断します。

b)-2 特に検討すべき公園機能の検証

「環境保全」、「防災」、「景観」、「スポーツ・レクリエーション」の代表的機能について、現況を確認し、当初求められていた機能が今後も必要とされるか、また、新たな機能が求められるようになっていないかを検討します。

これらについては、個々の都市計画公園を次の基準により確認していくとともに、関連計画を踏まえた各機能の必要性について検討します。

必要性の判断基準

評価項目	内 容
環境保全機能	<p>既存の樹林地や河川湖沼のうち、重要な植物の生育地や野生動物の生息等が確認できる場合は、環境保全の機能を持った緑として位置づけ、今後も必要性が高いと判断します。</p> <p>具体的には、「平成21・22年度浜松市生物多様性情報整備事業」(2009・2010)における現地調査で、貴重種の生息・生育が確認された樹林地等がある場合は、必要性が高いと判断します。加えて、貴重種の生息・生育適地として推測されるエリア内にある都市計画公園も、必要性が高いと判断します。</p> <p>また、まとまりある社寺林や良好な自然環境を有する河川については、保全すべき環境であるため、今後も必要性があると判断します。</p>
防災機能	<p>延焼防止、避難地の確保に重要な役割を果たすと考えられる場合は、防災の観点から今後も必要性があると判断します。</p> <p>具体的には、浜松市地域防災計画において延焼火災危険予想地域に指定された区域にある場合は必要性が高いと判断します。</p> <p>避難地に関しては、浜松市地域防災計画に既に指定されている場合、今後指定される予定がある場合は、必要性が高いと判断します。</p> <p>また、災害時の救援活動拠点の場としての機能や、復旧・復興支援機能(資材置場やがれき置場)が求められる場合は、必要性が高いと判断します。</p>
景観機能	<p>史跡名勝や天然記念物と一体となった樹林地、鎮守の森またはそれに隣接する区域、河川、斜面地の樹林地、眺望点となる区域、ランドマークやシンボルとなるような区域及び住宅地等における緑の良好な景観を構成する区域などに位置する場合は、景観上、今後も必要性が高いと判断します。</p> <p>具体的には、浜松市景観形成基本計画に例示されている場合や、現状で良好な景観を有している場合は、今後も必要性が高いと判断します。</p> <p>なお、景観上、必要性が低い水面等については、区域から除外します。</p>
スポーツ・レクリエーション機能	<p>既に、スポーツ・レクリエーションに利用されている場合は、今後も必要性が高いと判断します。利用されていない場合は、計画や周辺状況を確認し、必要性を検討します。</p>

c) 計画内容の変更の検討

当初求められていた機能が、a) 及び b) の検証を経て、変更の必要が生じている場合は、公園種別や規模等の変更を検討します。

●住区基幹公園の面積最適化の検討

評価項目	内 容
標準規模との比較	<p>未開設の住区基幹公園の計画面積を種別毎の標準規模と比較し、過大である場合には縮小を検討します。</p> <p>縮小後の区域は、周辺の土地利用や施設の立地状況、道路の配置状況等を考慮して検討します。具体的には、次の事項について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形地物（道路、河川、水路等） ・社寺林や樹林地等の緑との連続性 ・近接、隣接する公共施設や学校等 ・公園の不足している市街地との距離（利用のしやすさ） <p>また、区域を変更する場合は、現在の区域内に、変更後の面積が標準規模程度となるように確保します。</p>

●郊外部の住区基幹公園における種別変更の検討

評価項目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地境界 ・開設規模 	<p>郊外にある都市計画公園は、現時点で計画されている機能や規模が過大である可能性や郊外部の市街化を助長する可能性があります。したがって、都市機能の集積を図る観点や効率的に住区基幹公園を確保する観点から、これらの公園の最小規模への縮小及び種別変更を検討します。</p> <p>具体的には、市街化区域と市街化調整区域の境界やD I D地区の境界付近に位置する住区基幹公園について、地区公園から近隣公園あるいは街区公園への種別変更、近隣公園から街区公園の種別変更を検討します。</p> <p>区域の一部が開設済である場合は、その規模を標準とする種別への変更を検討します。この場合、縮小することによって、求められる機能が損なわれないか確認します。</p> <p>なお、縮小後の区域は、周辺の土地利用や施設の立地状況、道路の配置状況等を考慮して検討します。</p>

●特殊公園・緑地への種別変更の検討

評価項目	内 容
区域内の現況	<p>史跡等の文化的遺産や良好な自然的景観等を有する場合は、特殊公園や緑地への種別変更を検討します。</p>

●住区基幹公園以外の公園の計画内容による種別変更の検討

評価項目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・開設規模 ・街区公園としての必要性 	<p>住区基幹公園以外の公園の必要性が低いと判断され、区域の一部が開設済の場合は、基本的にその規模を標準とする種別への変更を検討します。この場合、地域の状況(不足している公園種別等)を考慮して不足する機能を補完することを検討するとともに、縮小する場合には、それによって、求められる機能が損なわれないか確認します。</p> <p>また、a-2) で街区公園としての必要性が高いと判断されたものは、身近な公園を効率よく確保する観点から街区公園への変更を検討します。</p>

Ⅲ 既存のストックを活用します

⑤ 既存ストックの活用検証

効率的かつ重点的な整備に向けて既存ストックの活用を図るため、近隣の整備された公園や用地の有無を確認します。これらの公園等が機能を代替できるか検証します。

● 隣接地や近傍において、既存の公園や整備が可能な用地の有無を確認

都市計画公園の未開設区域の近隣において、既存の公園や整備の可能な用地（空地や未利用地）等が存在する場合、これらが未開設区域に求められる機能を代替できるかを検討します。機能の代替が可能であれば、区域の変更等を行います。

Ⅳ 他の都市施設や道路・河川等の地形地物に合わせて区域を見直します

⑥ 区域細部の見直し

将来都市像との整合や基本的機能・地域での必要性の検証、既存ストックの活用を検討した結果、仮に存続と判定した区域について、その細部の必要性を検証します。

これまでの検証で必要性があると判断された都市計画公園について、未開設区域に着目して、区域細部の必要性を検証します。特に都市計画道路を含む道路や河川等の地形地物との整合を図ります。主な検討内容は、下記のとおりとします。

区域細部の見直し

評価項目	内 容
他の都市施設等との整合	都市計画道路をはじめとする都市施設との区域界及び地形地物との整合を図るように変更します。なお、都市計画道路の見直しにおいて、廃止候補として位置づけられた都市計画道路に接するものは、その都市計画道路が廃止された場合を想定して区域の見直しを検討します。
利用実態との整合	都市公園以外で供用している区域が存在または隣接している場合は、区域の見直しを検討します。
合理的な区域界の維持	道路、河川等の地形地物等による合理的な区域界になっていない場合は、見直しを検討します。計画区域の縁辺部にあり、道路や地形等によって区切られた街区等で宅地化が進行している区域は、除外しても公園に求められる主要な機能が確保される場合、必要最小限の範囲で除外します。

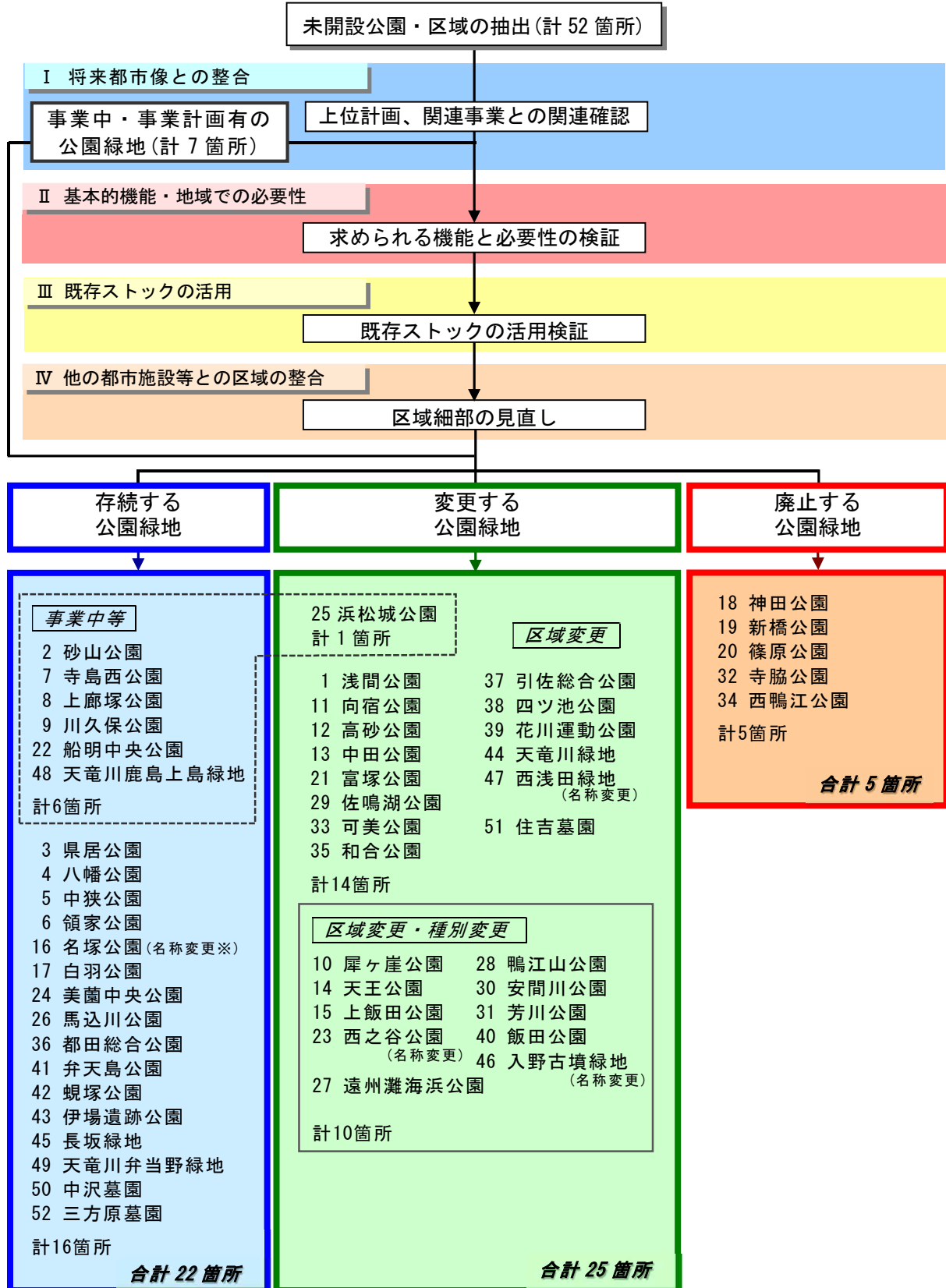
I～IVの検証により、未開設公園を、存続、変更、廃止に分類します。

判 定	基 準
存 続	「I 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけが確認でき、都市計画事業、市街地整備事業等により整備中のもの。
	「I 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけが確認でき、「II 基本的機能・地域での必要性」においても必要性が認められ、種別変更や区域変更の必要がなく、「IV 他の都市施設等との区域の整合」による区域変更も必要ないもの。
	「I 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけはなかったものの、「II 基本的機能・地域での必要性」において必要性が認められ、種別変更や区域変更の必要がなく、「IV 他の都市施設等との区域の整合」による区域変更も必要ないもの。
変 更	「I 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけが確認でき、「II 基本的機能・地域での必要性」においても必要性が認められたが種別や区域変更（追加・除外）が必要なもの、または「IV 他の都市施設等との区域の整合」により区域変更が必要なもの。
	「I 将来都市像との整合」で上位計画における位置づけはなかったものの、「II 基本的機能・地域での必要性」において必要性が認められ、種別や区域変更（追加・除外）が必要なもの、または「IV 他の都市施設等との区域の整合」により区域変更が必要なもの。
廃 止	「I 将来都市像との整合」の結果に関わらず、「II 基本的機能・地域での必要性」において、その必要性が認められなかったもの。
	「I 将来都市像との整合」の結果に関わらず、「II 基本的機能・地域での必要性」において、その必要性が認められたが、「III 既存ストックの活用」で代替公園等が確認できたもの。

※「廃止」とは、区域がすべて未開設な場合に、都市計画決定を外すことをいいます。一部開設済の公園の未開設部分を除外する場合は、「変更」とします。

5 都市計画公園の見直し計画

(1) 都市計画公園の見直し計画の概要



※名塚公園は、今回の見直し結果は「存続」だが、名称変更を行うため、都市計画の手続き上は「変更」となる。

(2) 見直しによる将来的な都市公園面積等の変化

① 都市計画決定面積等の変化

見直しにより、都市計画決定公園の面積は、1,544.42ha から 1,388.70ha に 155.72ha 減少します。また、開設率は 31.8%から 35.3%に 3.5%増加します。

都市計画決定面積等の変化

種別	現況 H26.3.31				見直し後				
	都市計画決定		開設面積 (ha)	開設率 (%)	都市計画決定		開設面積 (ha)	開設率 (%)	減少面積 a-b (ha)
	公園数	面積 a (ha)			公園数	面積 b (ha)			
街区	119	35.12	32.75	93.3	122	35.48	32.95	92.9	-0.36
近隣	28	60.55	28.91	47.7	23	43.74	31.37	71.7	16.81
地区	3	15.60	13.12	84.1	4	25.52	19.73	77.3	-9.92
総合	16	1,078.00	245.32	22.8	10	369.90	174.62	47.2	708.10
運動	3	56.40	45.45	80.6	3	55.26	45.45	82.2	1.14
風致	2	20.00	7.98	39.9	1	6.30	1.52	24.1	13.70
歴史	2	7.70	0.00	0.0	4	8.73	0.00	0.0	-1.03
広域	1	34.60	34.60	100.0	2	707.60	98.19	13.9	-673.00
緑地	12	193.90	74.11	38.2	12	97.34	78.41	80.6	96.56
墓園	3	42.55	8.37	19.7	3	38.83	8.37	21.6	3.72
合計	189	1,544.42	490.61	31.8	184	1,388.70	490.61※	35.3※	155.72

※開設面積には、蛭塚公園計画区域内の博物館敷地のように概ね整備が完了している区域や遠州灘海浜公園及び佐鳴湖公園の水面のように概ね整備が不要と見込まれる区域の面積は含まないが、それらを含めた見直し後の実質的な開設面積は約 1,210ha(開設率は約 87%)となる。

② 将来的な都市公園面積の変化

すべての都市計画公園が整備された場合、一人当たりの都市公園面積は、見直しによって下記のように変化します。

市民一人当たりの面積は 23.84 m²/人となり、長期的な確保の目安とする 20 m²/人(緑の政策大綱(平成 6 年建設省決定))は確保されます。

将来的な都市公園面積の変化

	現況 H26.3.31	将来 (見直し前)	将来 (見直し後)
都市公園面積 (ha) (都市計画区域内)	635.21	1,689.02	1,533.30
都市計画区域内人口 (人)	784,763	643,033	643,033
一人当たり都市公園面積 (m ² /人)	8.09	26.27	23.84

※将来(見直し前・見直し後)の都市計画区域内人口(人) = 将来推計人口(人)(平成 57 年) × (現況の都市計画区域内人口(人) ÷ 現況の行政区域内人口(人)) : 643,033 = 664,406 × (784,763 ÷ 810,847)

資料:住民登録人口(平成 26 年 3 月末)、浜松市の将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)

(3) 都市計画公園の見直し計画（一覧表）

凡例： ■ 存続 ■ 変更 ■ 廃止

全 52 箇所（存続：22 箇所、変更：25 箇所、廃止：5 箇所）

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
1	街区	せんげん 浅間公園	0.65	0.65		0.43	0.22	0.0	街区	P. 23
2	街区	すなやま 砂山公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	P. 24
3	街区	あがたい 泉居公園	0.24	0.24			0.24	0.0	街区	P. 25
4	街区	はちまん 八幡公園	0.26	0.26			0.26	0.0	街区	P. 26
5	街区	なかはさみ 中狭公園	0.22	0.22			0.22	0.0	街区	P. 27
6	街区	りよけ 領家公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	P. 28
7	街区	てらしまにし 寺島西公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	P. 29
8	街区	じょうろうづか 上廊塚公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	P. 30
9	街区	かわくぼ 川久保公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	P. 31
10	近隣	さいががけ 犀ヶ崖公園	0.87	0.87		0.35	0.52	0.0	歴史	P. 32
11	近隣	むこうじゆく 向宿公園	2.00	2.00	0.08	0.28	1.80	0.0	近隣	P. 33
12	近隣	たかさご 高砂公園	2.35	2.25	0.06	0.78	2.57	3.9	近隣	P. 34
13	近隣	なかだ 中田公園	2.00	1.06		1.06	0.94	100.0	近隣	P. 35
14	近隣	てんのう 天王公園	4.40	4.40		4.07	0.33	0.0	街区	P. 36
15	近隣	かみいいた 上飯田公園	3.20	3.20		2.94	0.26	0.0	街区	P. 37
16	近隣	なづか 名塚公園	3.70	2.34			3.70	36.8	近隣 名称変更	P. 38
17	近隣	しろわ 白羽公園	4.40	4.40			4.40	0.0	近隣	P. 39
18	近隣	かみだ 神田公園	2.60	2.60		2.60	0.00	—	—	P. 40
19	近隣	につばし 新橋公園	4.10	4.10		4.10	0.00	—	—	P. 41
20	近隣	しのぼり 篠原公園	3.00	3.00		3.00	0.00	—	—	P. 42
21	近隣	とみつか 富塚公園	2.10	0.12		0.12	1.98	100.0	近隣	P. 43
22	近隣	ふなびら 船明中央公園	1.30	1.30			1.30	0.0	近隣	P. 44
23	地区	にし の や 西之谷公園	6.50	2.20	0.28	0.39	7.12	60.4	緑地 名称変更	P. 45
24	地区	みそのちゆうおう 美園中央公園	5.50	0.28			5.50	94.9	地区	P. 46
25	総合	はままつじょう 浜松城公園	12.60	1.73	1.90	1.20	13.30	81.7	総合	P. 47
26	総合	まごめがわ 馬込川公園	45.00	43.01			45.00	4.4	総合	P. 48
27	総合	えんしゅうなだかいひん 遠州灘海浜公園	670.50	606.91	0.06	1.37	673.00	9.4	広域	P. 50
28	総合	かもえやま 鴨江山公園	6.30	6.10		6.10	0.20	100.0	街区	P. 52
29	総合	さなる 佐鳴湖公園	176.70	126.98	1.34	0.71	181.64	27.4	総合	P. 53
30	総合	あんまがわ 安間川公園	7.20	2.75		2.58	4.62	96.3	地区	P. 55
31	総合	ほうがわ 芳川公園	7.00	4.54		4.48	2.52	97.6	近隣	P. 56
32	総合	てらわき 寺脇公園	9.60	9.60		9.60	0.00	—	—	P. 57
33	総合	かみ 可美公園	19.10	5.16		5.29	13.81	100.0	総合	P. 58
34	総合	にしかもえ 西鴨江公園	5.00	5.00		5.00	0.00	—	—	P. 60
35	総合	わごう 和合公園	18.80	18.80		2.75	16.05	0.0	総合	P. 61
36	総合	みやとだそうごう 都田総合公園	25.60	2.00			25.60	92.2	総合	P. 62
37	総合	いかさそうごう 引佐総合公園	9.40	0.10		0.10	9.30	100.0	総合	P. 63

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
38	運動	よついで 四ツ池公園	27.20	8.34		0.56	26.64	70.8	運動	P. 64
39	運動	はながわ 花川運動公園	20.70	2.61		0.58	20.12	89.9	運動	P. 65
40	風致	いいた 飯田公園	13.70	7.24	0.17	2.07	11.80	54.7	地区	P. 67
41	風致	べんてんじま 弁天島公園	6.30	4.78			6.30	24.1	風致	P. 68
42	歴史	しほが 蛸塚公園	5.30	5.30			5.30	0.0	歴史	P. 69
43	歴史	いばいせき 伊場遺跡公園	2.40	2.40			2.40	0.0	歴史	P. 70
44	緑地	てんりゅうがわ 天竜川緑地	143.60	112.60		185.87	40.41	76.7	緑地	P. 72
45	緑地	ながさか 長坂緑地	0.90	0.83			0.90	7.8	緑地	P. 73
46	緑地	いりのこふん 入野古墳緑地	0.50	0.50	0.06	0.05	0.51	0.0	歴史 名称変更	P. 75
47	緑地	にしあさだ 西浅田緑地	1.00	0.06	0.17	0.16	1.01	93.1	緑地 名称変更	P. 76
48	緑地	てんりゅうがわ 天竜川鹿島上島 緑地	7.60	2.59			7.60	65.9	緑地	P. 77
49	緑地	てんりゅうがわ 天竜川弁当野 緑地	7.40	3.21			7.40	56.6	緑地	P. 78
50	墓園	なかがわ 中沢墓園	6.77	6.77			6.77	0.0	墓園	P. 79
51	墓園	すみよし 住吉墓園	7.59	7.59		3.72	3.87	0.0	墓園	P. 80
52	墓園	みかたばら 三方原墓園	28.19	19.82			28.19	29.7	墓園	P. 81

※ 開設面積は都市計画決定区域内の都市公園としての開設面積であるため、公園部局以外で供用している公園面積は含まない。

開設率＝開設面積／計画決定面積×100

※ 高砂公園、西之谷公園、遠州灘海浜公園、佐鳴湖公園、天竜川緑地は、「都市計画決定面積」と図上計測した面積に齟齬が生じているため、「追加面積」、「除外面積」を足し引きしても「見直し後都市計画決定面積」にならない。可美公園は、「都市計画決定面積」及び開設面積（＝「都市計画決定面積」－「未開設面積」）と図上計測した面積に齟齬が生じているため、開設面積と「見直し後都市計画決定面積」は同じにならない。

(4) 都市計画公園の見直し計画 (区別一覧表)

凡例: ■ 存続 ■ 変更 ■ 廃止

中区 全 24 箇所(存続:10 箇所、変更:13 箇所、廃止:1 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
2	街区	すなやま 砂山公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	P. 24
3	街区	あがたい 県居公園	0.24	0.24			0.24	0.0	街区	P. 25
4	街区	はちまん 八幡公園	0.26	0.26			0.26	0.0	街区	P. 26
7	街区	てらしまにし 寺島西公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	P. 29
16	近隣	なづか 名塚公園*	3.70	2.34			3.70	36.8	近隣 名称変更	P. 38
26	総合	まごめがわ 馬込川公園*	45.00	43.01			45.00	4.4	総合	P. 48
42	歴史	しじみづか 蛸塚公園	5.30	5.30			5.30	0.0	歴史	P. 69
43	歴史	いばいせき 伊場遺跡公園*	2.40	2.40			2.40	0.0	歴史	P. 70
45	緑地	ながさか 長坂緑地	0.90	0.83			0.90	7.8	緑地	P. 73
50	墓園	なかさわ 中沢墓園	6.77	6.77			6.77	0.0	墓園	P. 79
1	街区	せんげん 浅間公園	0.65	0.65		0.43	0.22	0.0	街区	P. 23
10	近隣	さいががけ 犀ヶ崖公園	0.87	0.87		0.35	0.52	0.0	歴史	P. 32
11	近隣	むこうじゆく 向宿公園	2.00	2.00	0.08	0.28	1.80	0.0	近隣	P. 33
12	近隣	たかさご 高砂公園	2.35	2.25	0.06	0.78	2.57	3.9	近隣	P. 34
21	近隣	とみづか 富塚公園	2.10	0.12		0.12	1.98	100.0	近隣	P. 43
25	総合	はままつじょう 浜松城公園	12.60	1.73	1.90	1.20	13.30	81.7	総合	P. 47
28	総合	かみえやま 鴨江山公園	6.30	6.10		6.10	0.20	100.0	街区	P. 52
29	総合	さなるこ 佐鳴湖公園*	176.70	126.98	1.34	0.71	181.64	27.4	総合	P. 53
35	総合	わごう 和合公園	18.80	18.80		2.75	16.05	0.0	総合	P. 61
38	運動	よついでけ 四ッ池公園	27.20	8.34		0.56	26.64	70.8	運動	P. 64
39	運動	はながわうんどう 花川運動公園	20.70	2.61		0.58	20.12	89.9	運動	P. 65
47	緑地	にしあさだ 西浅田緑地	1.00	0.06	0.17	0.16	1.01	93.1	緑地 名称変更	P. 76
51	墓園	すみよし 住吉墓園	7.59	7.59		3.72	3.87	0.0	墓園	P. 80
18	近隣	かみだ 神田公園	2.60	2.60		2.60	0.00	—	—	P. 40

東区 全 4 箇所(存続:0 箇所、変更:4 箇所、廃止:0 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
13	近隣	なかだ 中田公園	2.00	1.06		1.06	0.94	100.0	近隣	P. 35
14	近隣	てんのう 天王公園	4.40	4.40		4.07	0.33	0.0	街区	P. 36
30	総合	あんまがわ 安間川公園	7.20	2.75		2.58	4.62	96.3	地区	P. 55
44	緑地	てんりゅうがわ 天竜川緑地*	143.60	112.60		185.87	40.41	76.7	緑地	P. 72

西区 全 9 箇所(存続:3 箇所、変更:4 箇所、廃止:2 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
5	街区	中狭公園	0.22	0.22			0.22	0.0	街区	P. 27
6	街区	領家公園	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	P. 28
41	風致	弁天島公園	6.30	4.78			6.30	24.1	風致	P. 68
23	地区	西之谷公園	6.50	2.20	0.28	0.39	7.12	60.4	緑地 名称変更	P. 45
27	総合	遠州灘海浜公園*	670.50	606.91	0.06	1.37	673.00	9.4	広域	P. 50
29	総合	佐鳴湖公園*	176.70	126.98	1.34	0.71	181.64	27.4	総合	P. 53
46	緑地	入野古墳緑地	0.50	0.50	0.06	0.05	0.51	0.0	歴史 名称変更	P. 75
20	近隣	篠原公園	3.00	3.00		3.00	0.00	—	—	P. 42
34	総合	西鴨江公園	5.00	5.00		5.00	0.00	—	—	P. 60

南区 全 12 箇所(存続:4 箇所、変更:6 箇所、廃止:2 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
16	近隣	名塚公園*	3.70	2.34			3.70	36.8	近隣 名称変更	P. 38
17	近隣	白羽公園	4.40	4.40			4.40	0.0	近隣	P. 39
26	総合	馬込川公園*	45.00	43.01			45.00	4.4	総合	P. 48
43	歴史	伊場遺跡公園*	2.40	2.40			2.40	0.0	歴史	P. 70
15	近隣	上飯田公園	3.20	3.20		2.94	0.26	0.0	街区	P. 37
27	総合	遠州灘海浜公園*	670.50	606.91	0.06	1.37	673.00	9.4	広域	P. 50
31	総合	芳川公園	7.00	4.54		4.48	2.52	97.6	近隣	P. 56
33	総合	可美公園	19.10	5.16		5.29	13.81	100.0	総合	P. 58
40	風致	飯田公園	13.70	7.24	0.17	2.07	11.80	54.7	地区	P. 67
44	緑地	天竜川緑地*	143.60	112.60		185.87	40.41	76.7	緑地	P. 72
19	近隣	新橋公園	4.10	4.10		4.10	0.00	—	—	P. 41
32	総合	寺脇公園	9.60	9.60		9.60	0.00	—	—	P. 57

北区 全 3 箇所(存続:2 箇所、変更:1 箇所、廃止:0 箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
36	総合	都田総合公園	25.60	2.00			25.60	92.2	総合	P. 62
52	墓園	三方原墓園	28.19	19.82			28.19	29.7	墓園	P. 81
37	総合	引佐総合公園	9.40	0.10		0.10	9.30	100.0	総合	P. 63

浜北区 全3箇所(存続:3箇所、変更:0箇所、廃止:0箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
24	地区	美蘭中央公園 <small>みそのちゅうおう</small>	5.50	0.28			5.50	94.9	地区	P. 46
48	緑地	天竜川鹿島上島緑地* <small>てんりゅうがわかしまかみじま</small>	7.60	2.59			7.60	65.9	緑地	P. 77
49	緑地	天竜川弁当野緑地 <small>てんりゅうがわべっとうの</small>	7.40	3.21			7.40	56.6	緑地	P. 78

天竜区 全4箇所(存続:4箇所、変更:0箇所、廃止:0箇所)

No.	公園種別	都市計画公園名	都市計画決定面積 (ha)	未開設面積 (ha)	追加面積 (ha)	除外面積 (ha)	見直し後都市計画決定面積 (ha)	見直し後開設率 (%)	見直し後公園種別等	詳細頁
8	街区	上廊塚公園 <small>じょうろうづか</small>	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	P. 30
9	街区	川久保公園 <small>かわくぼ</small>	0.20	0.20			0.20	0.0	街区	P. 31
22	近隣	船明中央公園 <small>ふねあかりちゅうおう</small>	1.30	1.30			1.30	0.0	近隣	P. 44
48	緑地	天竜川鹿島上島緑地* <small>てんりゅうがわかしまかみじま</small>	7.60	2.59			7.60	65.9	緑地	P. 77

* 2区にまたがって位置する公園

※ 開設面積は都市計画決定区域内の都市公園としての開設面積であるため、公園部局以外で供用している公園面積は含まない。

開設率＝開設面積／計画決定面積×100

※ 高砂公園、西之谷公園、遠州灘海浜公園、佐鳴湖公園、天竜川緑地は、「都市計画決定面積」と図上計測した面積に齟齬が生じているため、「追加面積」、「除外面積」を足し引きしても「見直し後都市計画決定面積」にならない。可美公園は、「都市計画決定面積」及び開設面積(＝「都市計画決定面積」－「未開設面積」)と図上計測した面積に齟齬が生じているため、開設面積と「見直し後都市計画決定面積」は同じにならない。

(5) 都市計画公園見直し計画（公園ごとの詳細）

(参考)五十音順索引

	都市計画公園名	頁
あ行	あがたい 県居公園	P. 25
	あんまがわ 安間川公園	P. 55
	いいだ 飯田公園	P. 67
	いなさそうごう 引佐総合公園	P. 63
	いばいせき 伊場遺跡公園	P. 70
	いりのこふん 入野古墳緑地	P. 75
	えんしゅうなだかいひん 遠州灘每浜公園	P. 50
か行	かみ 可美公園	P. 58
	かみいだ 上飯田公園	P. 37
	かみだ 神田公園	P. 40
	かもえやま 鴨江山公園	P. 52
	かわくぼ 川久保公園	P. 31
さ行	さいががけ 犀ヶ崖公園	P. 32
	さなるこ 佐鳴湖公園	P. 53
	しじみづか 蜷塚公園	P. 69
	しのはら 篠原公園	P. 42
	じょうろうづか 上廊塚公園	P. 30
	しろわ 白羽公園	P. 39
	すなやま 砂山公園	P. 24
	すみよし 住吉墓園	P. 80
せんげん 浅間公園	P. 23	
	たかさご 高砂公園	P. 34
た行	てらじまにし 寺島西公園	P. 29
	てらわき 寺脇公園	P. 57
	てんのう 天王公園	P. 36
	てんりゅうがわ 天竜川緑地	P. 72
	てんりゅうがわかじまかみじま 天竜川鹿島上島緑地	P. 77
	てんりゅうがわべつとうの 天竜川弁当野緑地	P. 78
	とみづか 富塚公園	P. 43

	都市計画公園名	頁
な行	ながさか 長坂緑地	P. 73
	なかざわ 中沢墓園	P. 79
	なかだ 中田公園	P. 35
	なかばさみ 中狭公園	P. 27
	なづか 名塚公園	P. 38
	にしあさだ 西浅田緑地	P. 76
	にしかもえ 西鴨江公園	P. 60
	にしのや 西之谷公園	P. 45
	にっぽし 新橋公園	P. 41
は行	はちまん 八幡公園	P. 26
	はながわうんどう 花川運動公園	P. 65
	はままつじょう 浜松城公園	P. 47
	ふなぎらちゅうおう 船明中央公園	P. 44
	べんてんじま 弁天島公園	P. 68
	ほうがわ 芳川公園	P. 56
ま行	まごめがわ 馬込川公園	P. 48
	みかたばら 三方原墓園	P. 81
	みそのちゅうおう 美蘭中央公園	P. 46
	みやこだそうごう 都田総合公園	P. 62
	むこうじゆく 向宿公園	P. 33
や行	よついで 四ツ池公園	P. 64
ら行	りょうけ 領家公園	P. 28
わ行	わごう 和合公園	P. 61

表の見方(住区基幹公園の場合)

* 住区基幹公園以外の場合は、「a)-1 住区基幹公園の機能」の欄が「a)-2 住区基幹公園以外の公園の機能」の検証になります。
また、「c) 計画内容の変更の検討」の欄の検証が、「種別変更の検討」のみになります。

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別																		
	※																					
	計画決定面積	開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率																	
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:○○○○																				
総合計画		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>位置づけがある場合は「○」を記載。 位置づけがない場合は「—」を記載。</p> <p style="text-align: center; color: red;">見直し図を記載。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">凡 例</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;"></td> <td>現在の都市計画決定区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;"></td> <td>既に都市公園として開設している区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;"></td> <td>都市公園以外で供用している区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;"></td> <td>存続区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">都市計画追加</td> <td>都市計画の見直しで追加する区域</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">都市計画除外</td> <td>都市計画の見直しで除外する区域</td> </tr> </table> </div> <p>・該当する場合は「○」または「算定した数値」を記載。 ・該当しない場合は「—」を記載。 ・検証または検討を要しない場合は「/」を記載。</p> <p>・検討結果を記載。 ・変更しない場合は「—」を記載。 ・検討を要しない場合は「/」を記載。</p> <p>・区域細部の見直しについて考慮した事項を記載。 ・検証または検討を要しない場合は「/」を記載。</p> </div>				現在の都市計画決定区域			既に都市公園として開設している区域			都市公園以外で供用している区域			存続区域			都市計画追加	都市計画の見直しで追加する区域		都市計画除外	都市計画の見直しで除外する区域
	現在の都市計画決定区域																					
	既に都市公園として開設している区域																					
	都市公園以外で供用している区域																					
	存続区域																					
	都市計画追加	都市計画の見直しで追加する区域																				
	都市計画除外	都市計画の見直しで除外する区域																				
都市マス																						
緑の基本計画																						
区域マス																						
関連事業等																						
II 基本的機能・地域での必要性																						
a) 計画内容																						
a)-1 住区基幹公園の機能																						
誘致圏重複率(%)																						
市街化区域																						
DID																						
b) 現況から求められる公園機能																						
b)-1 地区特性による必要性の検証																						
市街化区域																						
DID																						
誘致圏内の緑地率																						
地域制緑地の指定状況等																						
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証																						
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア																					
	樹林地等																					
防災	延焼火災危険予想地域																					
	広域避難地																					
景観	良好な景観を有する場合、その状況を記載																					
スポーツ・レクリエーション																						
c) 計画内容の変更の検討																						
面積最適化の検討																						
種別変更の検討																						
III 既存ストックの活用		既存ストックがある場合、その状況を記載。																				
IV 他の都市施設等との区域の整合																						
他の都市施設等																						
利用実態																						
合理的な区域界																						
見直し結果		見直し結果を記載。/ 変更の場合は、見直し前後の種別、面積(追加、除外)、名称を記載。																				
		見直し結果に至った理由を記載。																				
備考																						

※ ○・○・○○
区分 規模 一連番号

区分	
2	街区公園
3	近隣公園
4	地区公園
5	総合公園
6	運動公園
7	風致公園
8	動物公園、植物公園、歴史公園
9	広域公園

規模	
2	面積1ha未満のもの
3	面積1ha以上4ha未満のもの
4	面積4ha以上10ha未満のもの
5	面積10ha以上50ha未満のもの
6	面積50ha以上300ha未満のもの
7	面積300ha以上のもの

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
1	2・2・1	せんげん 浅間公園	昭和24年2月3日	街区公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
0.65ha		—	0.65ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合			見直し図 S=1:2,000		
総合計画			—		
都市マス			—		
緑の基本計画			○		
区域マス			—		
関連事業等			—		
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	0%				
市街化区域	○				
DID	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	0.4%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	—			
	樹林地等	○(隣接地)			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	鎮守の森となる社寺林に隣接する良好な景観	—			
スポーツ・レクリエーション			—		
c) 計画内容の変更の検討			—		
面積最適化の検討			縮小		
種別変更の検討			—		
III 既存ストックの活用検証			—		
— (浅田児童遊園(0.06ha)が隣接しているが、街区公園としての機能が不十分なため、本公園の代替施設にならない。)					
IV 他の都市施設等との区域の整合			—		
他の都市施設等			—		
利用実態			—		
合理的な区域界			地形地物(水路)		
見直し結果		変更/面積(減) 変更前:0.65ha→変更後:0.22ha(除外:0.43ha)			
<ul style="list-style-type: none"> 誘致圏に街区公園がなく、市街化区域かつDIDに位置するため、身近な公園としての必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が0.4%と低いいため、緑の創出の観点からも必要性が高い。 計画決定面積が0.65haで0.25ha(街区公園標準規模面積)より大きいいため、街区公園標準規模に縮小する。 縮小後の区域は、次の①～③を考慮し、水路を境として東側区域のみ存続させる。①街区公園標準規模が確保できる区域とすること。②区域界を地形地物とすること。③隣接する児童遊園との連続性を確保することで利用者の安全を確保しながら公園機能を最も有効に活用できると考えられる区域とすること。 					
備考					

砂山公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
2	2・2・5	すなやま 砂山公園	昭和30年3月31日	街区公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
0.20ha		—	0.20ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:2,000			
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	○				
関連事業等	○				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)					
市街化区域					
DID					
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域					
DID					
誘致圏内の緑地率					
地域制緑地の指定状況等					
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア 樹林地等				
防災	延焼火災危険予想地域 広域避難地				
景観					
スポーツ・レクリエーション					
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討					
種別変更の検討					
III 既存ストックの活用検証					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等					
利用実態					
合理的な区域界					
見直し結果	存続				
・高竜土地区画整理事業の進展に合わせて整備する予定であるため、存続とする。					
備考					

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
3	2・2・7	あがたい 県居公園	昭和30年3月31日	街区公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
0.24ha		—	0.24ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:2,000			
総合計画	—				
都市マス	—				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	61.5%				
市街化区域	○				
DID	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	3.9%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	—			
	樹林地等	○			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	県居神社の境内地であり、鎮守の森となる社寺林を有する良好な景観	—			
スポーツ・レクリエーション	—	—			
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討	—	—			
種別変更の検討	—	—			
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合		—			
他の都市施設等	—	—			
利用実態	—	—			
合理的な区域界	—	—			
見直し結果	存続	<ul style="list-style-type: none"> 他の街区公園の誘致圏との重複率が約62%と高いが、周辺に位置する街区公園は街区公園標準規模を大きく下回るか、または、地形及び幹線道路により地理的な隔たり等があるため、身近な公園としての必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が3.9%と低いため、緑の創出の観点からも必要性が高い。 街区公園の必要性が高いため、存続とする。 			
備考		—			

八幡公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
4	2・2・10	はちまん 八幡公園	昭和33年9月19日	街区公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
0.26ha		—	0.26ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:2,000			
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	0.0%				
市街化区域	○				
DID	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	0.0%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	—			
	樹林地等	○			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	八幡神社の境内地であり、鎮守の森となる社寺林を有する良好な景観	—			
スポーツ・レクリエーション	—	—			
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討	—	—			
種別変更の検討	—	—			
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合		—			
他の都市施設等	—	—			
利用実態	—	—			
合理的な区域界	—	—			
見直し結果	存続	<ul style="list-style-type: none"> ・誘致圏に街区公園がなく、市街化区域かつDIDに位置するため、身近な公園としての必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が0%であり、緑の創出の観点からも必要性が高い。 ・街区公園の必要性が高いため、存続とする。 			
備考					

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
5	2・2・68	中狭公園	昭和55年4月7日	街区公園	
計画決定面積		開設面積(供用面積)	未開設面積(未供用面積)	整備中の面積	開設率
0.22ha		— (0.16ha)	0.22ha (0.06ha)	0ha	0%
I 将来都市像との整合			見直し図 S=1:2,000		
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	4.6%				
市街化区域	○				
DID	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	23.6%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	○			
	樹林地等	—			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	—				
スポーツ・レクリエーション			—		
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討			—		
種別変更の検討			—		
III 既存ストックの活用検証			—		
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等			—		
利用実態			—		
合理的な区域界			—		
見直し結果		存続			
<ul style="list-style-type: none"> 他の街区公園の誘致圏との重複率が4.6%と低く、市街化区域内かつDIDに位置するため必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が23.6%と低いため、緑の創出の観点からも必要性が高い。 街区公園の必要性が高いため、存続とする。 					
備考					
<ul style="list-style-type: none"> 区域の一部を浜松市児童遊園要綱に基づく児童遊園として供用済みである。 					

領家公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
6	2・2・69	領家公園	昭和55年4月7日	街区公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
0.20ha		—	0.20ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:2,000			
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	25.9%				
市街化区域	○				
DID	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	6.5%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	○			
	樹林地等	—			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	—	—			
スポーツ・レクリエーション	—	—			
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討	—	—			
種別変更の検討	—	—			
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合		—			
他の都市施設等	—	—			
利用実態	—	—			
合理的な区域界	—	—			
見直し結果	存続	<ul style="list-style-type: none"> ・他の街区公園の誘致圏との重複率が25.9%と低く、市街化区域かつDIDに位置するため、身近な公園としての必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が6.5%と低いため、緑の創出の観点からも必要性が高い。 ・街区公園の必要性が高いため、存続とする。 			
備考					

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
7	2・2・119	寺島西公園	平成17年3月16日	街区公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
0.20ha		—	0.20ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:2,000			
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	○				
関連事業等	○				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)					
市街化区域					
DID					
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域					
DID					
誘致圏内の緑地率					
地域制緑地の指定状況等					
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア 樹林地等				
防災	延焼火災危険予想地域 広域避難地				
景観					
スポーツ・レクリエーション					
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討					
種別変更の検討					
III 既存ストックの活用検証					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等					
利用実態					
合理的な区域界					
見直し結果		存続			
・高竜土地区画整理事業の進展に合わせて整備する予定であるため、存続とする。					
備考					

上廊塚公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
8	2・2・201	上廊塚公園 <small>じょうろうづか</small>	平成5年3月26日	街区公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
0.20ha		—	0.20ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合			見直し図 S=1:2,000		
総合計画			—		
都市マス			—		
緑の基本計画			○		
区域マス			○		
関連事業等			○		
II 基本的機能・地域での必要性			<p>The map shows the park site (green outline) and surrounding urban areas. It includes contour lines, a north arrow, and a scale bar (0-60m). Labels include '市街化区域' (Urbanization Area) and '市街化調整区域' (Urbanization Adjustment Area). A road is labeled '8・6・201 船明大池線'.</p>		
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)					
市街化区域					
DID					
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域					
DID					
誘致圏内の緑地率					
地域制緑地の指定状況等					
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア 樹林地等				
防災	延焼火災危険予想地域 広域避難地				
景観					
スポーツ・レクリエーション					
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討					
種別変更の検討					
III 既存ストックの活用検証					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等					
利用実態					
合理的な区域界					
見直し結果		存続			
・船明土地区画整理事業の進展に合わせて整備する予定であるため、存続とする。					
備考					

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
9	2・2・202	川久保公園	平成5年3月26日	街区公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
0.20ha		—	0.20ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:2,000			
総合計画	—				
都市マス	—				
緑の基本計画	○				
区域マス	○				
関連事業等	○				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)					
市街化区域					
DID					
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域					
DID					
誘致圏内の緑地率					
地域制緑地の指定状況等					
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア 樹林地等				
防災	延焼火災危険予想地域 広域避難地				
景観					
スポーツ・レクリエーション					
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討					
種別変更の検討					
III 既存ストックの活用検証					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等					
利用実態					
合理的な区域界					
見直し結果	存続				
・船明土地区画整理事業の進展に合わせて整備する予定であるため、存続とする。					
備考					

犀ヶ崖公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
10	3・2・1	犀ヶ崖公園	昭和24年2月3日	近隣公園	
計画決定面積		開設面積(供用面積)	未開設面積(未供用面積)	整備中の面積	開設率
0.87ha		— (0.16ha)	0.87ha (0.71ha)	0ha	0%

I 将来都市像との整合	
総合計画	—
都市マス	○
緑の基本計画	○
区域マス	○
関連事業等	—
II 基本的機能・地域での必要性	
a) 計画内容	
a)-1 住区基幹公園の機能	
誘致圏重複率(%)	0.0%
市街化区域	○
DID	○
b) 現況から求められる公園機能	
b)-1 地区特性による必要性の検証	
市街化区域	○
DID	○
誘致圏内の緑地率	1.0%
地域制緑地の指定状況等	—
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証	
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア
	樹林地等
防災	延焼火災危険予想地域
	広域避難地
景観	歴史的価値のある文化財と緑地率の低い市街地における貴重な緑
スポーツ・レクリエーション	○
c) 計画内容の変更の検討	
面積最適化の検討	—
種別変更の検討	歴史公園
III 既存ストックの活用検証	
—	
IV 他の都市施設等との区域の整合	
他の都市施設等	—
利用実態	—
合理的な区域界	地形地物(崖)



見直し結果	変更/種別、面積(減) 種別(変更前:近隣公園⇒変更後:歴史公園) 面積(減)(変更前:0.87ha⇒変更後:0.52ha(除外:0.35ha))
-------	--

- ・計画区域内に、歴史的・文化的価値のある犀ヶ崖(県指定史跡)を有しており、東西から崖を鑑賞する目的で区域が計画されている。
- ・誘致圏に近隣公園がなく、市街化区域かつDIDに位置するため、身近な公園としての必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が1.0%と低いため、緑の創出の観点からも必要性が高い。
- ・歴史的意義を有する土地として歴史的、文化的な価値を保全し、活用する場とすることを主要な目的としているため、近隣公園から歴史公園に種別変更する。
- ・東側の未開設区域は、計画区域縁辺部にあり、崖により区切られた区域である。そのうえ、宅地化が進行しているため、歴史公園の機能の確保及び樹林地の保全の観点から判断して、区域に含めておく必要性は低いことから、除外する。

備考

- ・犀ヶ崖資料館(H26.4月から建て替えのため閉館、H27年2月に新館がオープン予定)を含む区域を都市公園以外で供用済である。

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
11	3・3・4	むこうじゅく 向宿公園	昭和24年2月3日	近隣公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
2.00ha		—	2.00ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:5,000			
総合計画					
都市マス					
緑の基本計画					
区域マス					
関連事業等					
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	22.4%				
市街化区域	○				
DID	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	4.6%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	—			
	樹林地等	—			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	—				
スポーツ・レクリエーション	—				
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討	—				
種別変更の検討	—				
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等	小池三島線				
利用実態	—				
合理的な区域界	地形地物(道路)				
見直し結果	変更／面積(増・減) 変更前:2.00ha⇒変更後:1.80ha(追加:0.08ha、除外:0.28ha)				
<ul style="list-style-type: none"> 他の近隣公園の誘致圏との重複率が22.4%と低く、市街化区域かつDIDに位置するため、身近な公園としての必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が4.6%と低いため、緑の創出の観点からも必要性が高い。 南東部の計画区域縁辺部は地形地物による合理的な区域界になっていない。そのうえ、宅地化が進行している。この区域の西側を走る水路まで除外しても近隣公園機能は確保されるため、区域に含めておく必要性が低いことから除外する。また、隣接する都市計画道路3・3・9小池三島線が廃止候補となっているため、廃止された場合には既存の道路に合わせて区域を追加する。 					
備考					

高砂公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
12	3・3・5	たかさご 高砂公園	昭和24年2月3日	近隣公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
2.35ha		0.10ha	2.25ha	0ha	4.3%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:5,000			
総合計画		—			
都市マス		—			
緑の基本計画		○			
区域マス		○			
関連事業等		—			
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	20.1%				
市街化区域	○				
DID	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	2.8%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア ○ 樹林地等 ○				
防災	延焼火災危険予想地域 ○ 広域避難地 —				
景観	馬込川に隣接する良好な水辺環境				
スポーツ・レクリエーション	○(自転車ネットワーク)				
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討	縮小				
種別変更の検討	—				
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合		—			
他の都市施設等	竜禅寺森田線	—			
利用実態	—	—			
合理的な区域界	地形地物(道路)	—			
見直し結果	変更/面積(増・減) 変更前:2.35ha⇒変更後:2.57ha(追加:0.06ha、除外:0.78ha)				
<ul style="list-style-type: none"> ・他の近隣公園の誘致圏との重複率が20.1%と低く、市街化区域かつDIDに位置するため、身近な公園としての必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が2.8%と低いため、緑の創出の観点からも必要性が高い。 ・馬込川に隣接する良好な水辺環境を有しており、馬込川公園のネットワーク上の拠点機能を有する公園として重要である。 ・計画決定面積が2.35haで2.0ha(近隣公園標準規模)より大きいいため、区域を縮小する。 ・隣接する都市計画道路3・4・17竜禅寺森田線が廃止候補となっているため、区域の見直しが必要である。北側の未開設区域は計画区域縁辺部にあり、道路で区切られた区域である。そのうえ、宅地化が進行している。近隣公園機能を確保するとともに合理的な区域界を維持するうえでは区域に含めておく必要性は低いことから、除外する。また、開設済の区域の北側部分は開設区域と合わせて身近な公園としての必要性が高いため、現道に合わせて追加する。 					
備考					
※変更前面積に錯誤があるため、変更前面積に追加、除外しても、変更後面積にならない。					

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
13	3・3・7	なかだ 中田公園	昭和37年12月26日	近隣公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
2.00ha		0.94ha	1.06ha	0ha	47.0%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:5,000			
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	○				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	29.9%				
市街化区域	○				
DID	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	20.1%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア				○
	樹林地等				—
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	—	—			
スポーツ・レクリエーション	—	—			
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討	—	—			
種別変更の検討	—	—			
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合		—			
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	地形地物(水路)				
見直し結果	変更/面積(減) 変更前:2.00ha⇒変更後:0.94ha(除外:1.06ha)				
<ul style="list-style-type: none"> 他の近隣公園の誘致圏との重複率が29.9%と低く、市街化区域かつDIDに位置するため、身近な公園としての必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が20.1%と低いため、緑の創出の観点からも必要性が高い。 将来的な市街地の拡大を想定した計画であったと推測されるが、今後の市街地の拡大が見込まれない中で郊外部に位置していることから、都市計画決定当初に求められていた地域における身近な公園機能の充実や緑の創出の必要性が薄れているため、郊外部の住区基幹公園の種別変更の検討により、未開設区域を除外する。 東側の未開設区域は既に開設済の区域と水路で区切られた区域である。そのうえ、宅地化が進行している。街区公園機能を確保するとともに合理的な区域界を維持するうえでは区域に含めておく必要性は低いことから、除外する。 					
備考					

天王公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
14	3・4・8	天王公園	昭和37年12月26日	近隣公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
4.40ha		—	4.40ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合			見直し図 S=1:5,000		
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	○				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	0.0%				
市街化区域	—				
DID	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	—				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	31.2%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	○			
	樹林地等	—			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	—				
スポーツ・レクリエーション	—				
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討	縮小				
種別変更の検討	街区公園				
III 既存ストックの活用検証					
—					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等	下石田細江線				
利用実態	—				
合理的な区域界	地形地物(水路)				
見直し結果	変更/種別、面積(減)				
	種別(変更前:近隣公園⇒変更後:街区公園)				
	面積(減)(変更前:4.40ha⇒変更後:0.33ha(除外:4.07ha))				
<p>・誘致圏に近隣公園がなく、DIDに位置するため、身近な公園としての必要性が高い。</p> <p>・計画決定面積が4.4haで2.0ha(近隣公園標準規模)より大きいので、区域を縮小する。また、将来的な市街地の拡大を想定した計画であったと推測されるが、今後の市街地の拡大が見込まれない中で郊外部に位置していることから、都市計画決定当初に求められていた地域における身近な公園機能の充実や緑の創出の必要性が薄れているため、郊外部の住区基幹公園の種別変更の検討により、近隣公園から住区基幹公園の最小の種別となる街区公園に変更する。</p> <p>・縮小後の区域は、次の①～④を考慮し、水路を境として市街化区域及び幼稚園に隣接する区域のみ存続させる。①街区公園標準規模が確保できる区域とすること。②区域界を地形地物とすること。③地元要望である「震災に対する地域全体の備えと安心・安全の中心拠点」となる公園とすること、一次避難地に指定されている与進小学校との連続性を確保し、震災時に最も有効に機能すると考えられる区域とすること。④街区公園が不足する周辺の市街化区域において、その不足を補ううえで有効な区域とすること。</p>					
備考					

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
15	3・3・9	かみいいただ 上飯田公園	昭和37年12月26日	近隣公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
3.20ha		—	3.20ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合			見直し図 S=1:5,000		
総合計画			—		
都市マス			—		
緑の基本計画			○		
区域マス			—		
関連事業等			—		
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	1.5%				
市街化区域	○				
DID	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	17.5%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	—			
	樹林地等	○			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	社寺林を有する良好な景観				
スポーツ・レクリエーション	—				
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討	縮小				
種別変更の検討	街区公園				
III 既存ストックの活用検証					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等			—		
利用実態			—		
合理的な区域界			地形地物		
見直し結果	変更／種別、面積(減) 種別(変更前:近隣公園⇒変更後:街区公園) 面積(減)(変更前:3.20ha⇒変更後:0.26ha(除外:2.94ha))				
<ul style="list-style-type: none"> 他の近隣公園の誘致圏との重複率が1.5%と低く、市街化区域かつDIDに位置するため、身近な公園としての必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が17.5%と低いため、緑の創出の観点からも必要性が高い。 計画区域内の社寺林は保存樹林に指定されており、良好な自然環境及び景観を形成するうえで必要性が高い。 計画決定面積が3.20haで2.0ha(近隣公園標準規模)より大きいため、縮小する。また、将来的な市街地の拡大を想定した計画であったと推測されるが、今後の市街地の拡大が見込まれない中で郊外部に位置していることから、都市計画決定当初に求められていた地域における身近な公園機能の充実や緑の創出の必要性が薄れているため、郊外部の住区基幹公園の種別変更の検討により、近隣公園から住区基幹公園の最小の種別となる街区公園に変更する。 縮小後の区域は、次の①～⑤を考慮し、小学校と寺に隣接する区域のみ存続させる。①街区公園標準規模が確保できる区域とすること。②区域界を地形地物とすること。③一次避難地に指定されている飯田小学校との連続性を確保し、震災時に最も有効に機能すると考えられる区域とすること。④保存樹林を有する社寺境内地の環境との連続性を確保し、良好な景観を形成することができる区域とすること。⑤街区公園が不足する周辺の市街化区域において、その不足を補ううえで有効な区域とすること。 					
備考					

名塚公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
16	3・3・10	名塚公園	昭和37年12月26日	近隣公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
3.70ha		1.36ha	2.34ha	0.94ha	36.8%
I 将来都市像との整合			見直し図 S=1:5,000		
総合計画			—		
都市マス			—		
緑の基本計画			○		
区域マス			○		
関連事業等			—		
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	0.6%				
市街化区域	○				
DID	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	3.9%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	—			
	樹林地等	—			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	—				
スポーツ・レクリエーション	—				
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討	—				
種別変更の検討	—				
III 既存ストックの活用検証			—		
IV 他の都市施設等との区域の整合			—		
他の都市施設等			—		
利用実態			—		
合理的な区域界			—		
見直し結果	存続(名称変更) 変更前: 名塚公園⇒変更後: 東部やすらぎ公園				
<ul style="list-style-type: none"> •他の近隣公園の誘致圏との重複率が0.6%と低く、市街化区域かつDIDに位置するため、身近な公園としての必要性が高い。 •誘致圏内の緑地率が3.9%と低いため、緑の創出の観点からも必要性が高い。 •計画決定面積が3.70haで2.0ha(近隣公園標準規模)より大きい、防災公園として位置づけられており、防災機能の確保の観点から適当といえるため、存続とする。なお、地元の意向を踏まえて決定された都市公園名「東部やすらぎ公園」に合わせて名称変更する。 					
備考					
•見直し結果は「存続」だが、名称変更を行うため、都市計画の手続き上は「変更」となる。					

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
17	3・4・12	白羽公園	昭和37年12月26日	近隣公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
4.40ha		—	4.40ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合			見直し図 S=1:5,000		
総合計画			—		
都市マス			—		
緑の基本計画			—		
区域マス			—		
関連事業等			—		
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	0.0%				
市街化区域	—				
DID	—				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	—				
DID	—				
誘致圏内の緑地率	38.8%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	○			
	樹林地等	○			
防災	延焼火災危険予想地域	—			
	広域避難地	—			
景観	馬込川の湾曲部に位置する良好な水辺環境				
スポーツ・レクリエーション	○(自転車ネットワーク)				
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討	—				
種別変更の検討	—				
III 既存ストックの活用検証					
—					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	—				
見直し結果	存続				
<p>・誘致圏に近隣公園がないが、市街化調整区域かつ DID 外に位置しているため、近隣公園としての利用の観点から必要性は低い。しかし、馬込川の湾曲部に位置し、良好な水辺環境や馬込川公園のネットワーク上の拠点機能を有する公園として重要であるため、存続とする。</p> <p>・馬込川公園に関する県の河川改修計画や津波遡上対策などの関連する計画の動向を見ながら計画を進める。</p>					
備考					

神田公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
18	3・3・13	かみだ 神田公園	昭和37年12月26日	近隣公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
2.60ha		—	2.60ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合			見直し図 S=1:5,000		
総合計画		—			
都市マス		—			
緑の基本計画		—			
区域マス		—			
関連事業等		—			
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)		0.0%			
市街化区域		—			
DID		—			
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域		—			
DID		—			
誘致圏内の緑地率		16.3%			
地域制緑地の指定状況等		—			
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	—			
	樹林地等	—			
防災	延焼火災危険予想地域	—			
	広域避難地	—			
景観		—			
スポーツ・レクリエーション		—			
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討		縮小			
種別変更の検討		—			
III 既存ストックの活用検証					
—					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等		—			
利用実態		—			
合理的な区域界		—			
見直し結果		廃止			
・誘致圏内の緑地率が16.3%と低いため、緑の創出の観点からは必要性が高いが、市街化調整区域かつDID外であり、身近な公園としての必要性が低いため、廃止とする。					
備考					



No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
19	3・4・14	新橋公園	昭和37年12月26日	近隣公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
4.10ha		—	4.10ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:5,000			
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	0.0%				
市街化区域	—				
DID	—				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	—				
DID	—				
誘致圏内の緑地率	30.2%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア				○
	樹林地等				—
防災	延焼火災危険予想地域	—			
	広域避難地	—			
景観	—				
スポーツ・レクリエーション		—			
c) 計画内容の変更の検討		—			
面積最適化の検討	縮小				
種別変更の検討	—				
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合		—			
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	—				
見直し結果	廃止				
<p>・誘致圏に近隣公園がないが、市街化調整区域かつDID外に位置しているため、身近な公園としての必要性が低い。また、誘致圏内の緑地率が30.2%と高く、緑の創出の観点からも必要性が低いため、廃止とする。</p>					
備考					

篠原公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
20	3・3・15	しのほら 篠原公園	昭和37年12月26日	近隣公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
3.00ha		—	3.00ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:5,000			
総合計画		—			
都市マス		—			
緑の基本計画		○			
区域マス		—			
関連事業等		—			
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	0.0%				
市街化区域	—				
DID	—				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	—				
DID	—				
誘致圏内の緑地率	24.1%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・ 推定分布エリア	○			
	樹林地等	—			
防災	延焼火災危険予想地域	—			
	広域避難地	—			
景観	—				
スポーツ・レクリエーション		—			
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討	縮小				
種別変更の検討	—				
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	—				
見直し結果	廃止				
・誘致圏内の緑地率が24.1%と低いため、緑の創出の観点からは必要性が高いが、市街化調整区域かつDID外であり、身近な公園としての必要性が低いため、廃止とする。					
備考					



No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
21	3・3・16	とみづか 富塚公園	昭和37年12月26日	近隣公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
2.10ha		1.98ha	0.12ha	0ha	94.3%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:5,000			
総合計画	—				
都市マス	—				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	0.0%				
市街化区域	○				
DID	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	12.3%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア				—
	樹林地等				○
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	閑静な住宅街が建ち並ぶ丘陵地に位置する緑豊かで良好な景観	—			
スポーツ・レクリエーション	—	—			
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討	—	—			
種別変更の検討	—	—			
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合		—			
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	地形地物(擁壁)				
見直し結果	変更／面積(減) 変更前:2.10ha⇒変更後:1.98ha(除外:0.12ha)				
・誘致圏に近隣公園がなく、市街化区域かつDIDに位置するため、身近な公園としての必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が12.3%と低いため、緑の創出の観点からも必要性が高い。 ・未開設区域は、開設済の区域と擁壁で区切られた区域である。そのうえ、宅地化している。この区域を除外しても、既に近隣公園機能は確保されているため、区域に含めておく必要性は低いことから除外する。					
備考					

船明中央公園

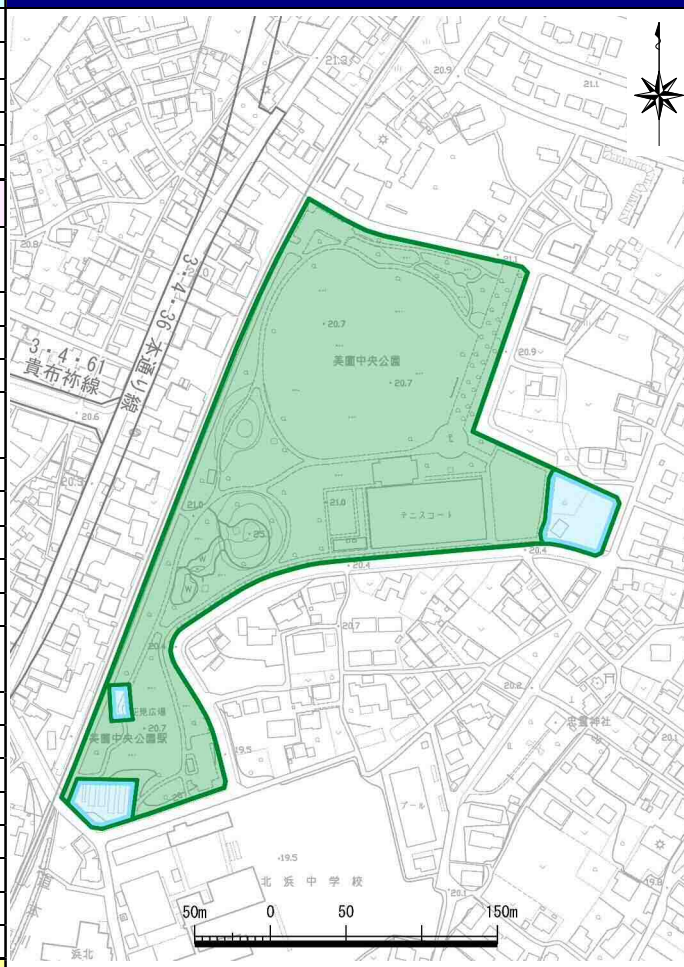
No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
22	3・3・201	船明中央公園 <small>ふなざらちゅうおう</small>	平成5年3月26日	近隣公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
1.30ha		—	1.30ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:5,000			
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	○				
関連事業等	○				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)					
市街化区域					
DID					
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域					
DID					
誘致圏内の緑地率					
地域制緑地の指定状況等					
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア 樹林地等				
防災	延焼火災危険予想地域 広域避難地				
景観					
スポーツ・レクリエーション					
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討					
種別変更の検討					
III 既存ストックの活用検証					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等					
利用実態					
合理的な区域界					
見直し結果	存続				
・船明土地区画整理事業の進展に合わせて整備する予定であるため、存続とする。					
備考					

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
23	4・4・1	にしのみや 西之谷公園	昭和55年4月1日	地区公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
6.50ha		4.30ha	2.20ha	0ha	66.2%
I 将来都市像との整合			見直し図 S=1:5,000		
総合計画		—			
都市マス		—			
緑の基本計画		○			
区域マス		—			
関連事業等		—			
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)		0.0%			
市街化区域		—			
DID		—			
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域		—			
DID		—			
誘致圏内の緑地率		38.3%			
地域制緑地の指定状況等		○(隣接地)			
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	○			
	樹林地等	○			
防災	延焼火災危険予想地域	—			
	広域避難地	—			
景観	浜名湖が望める良好な眺望地	—			
スポーツ・レクリエーション		—			
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討		—			
種別変更の検討		緑地			
III 既存ストックの活用検証					
—					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等		—			
利用実態	開設済区域(樹林地・駐車場)				
合理的な区域界	地形地物(樹林地)				
見直し結果		変更/種別、面積(増・減)、名称			
		種別(変更前:地区公園⇒変更後:緑地)			
		面積(増・減)(変更前:6.50ha⇒変更後:7.12ha(追加:0.28ha、面積:0.39ha))			
		名称(変更前:西之谷公園⇒変更後:西之谷緑地)			
<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域かつ DID 外に位置しており、身近な公園としての必要性が低い。 誘致圏内の緑地率が 38.3%と高いため、緑の創出の観点からも必要性が低い。 斜面部は、ほぼ全域にわたり樹木に覆われており、保全すべき緑豊かな環境である。(保全配慮地区の候補地に隣接。)既に緑地としての環境を有しており、今後も緑地としての機能の維持を図るため、緑地へ種別変更し、名称を西之谷緑地とする。 計画区域に含まれていない開設済の樹林地、駐車場を追加する。また、法面下の宅地部分は緑地として保全する必要性の低い区域であるため、除外する。 					
備考					
※変更前面積に錯誤があるため、変更前面積に追加、除外しても、変更後面積にならない。					



美蘭中央公園

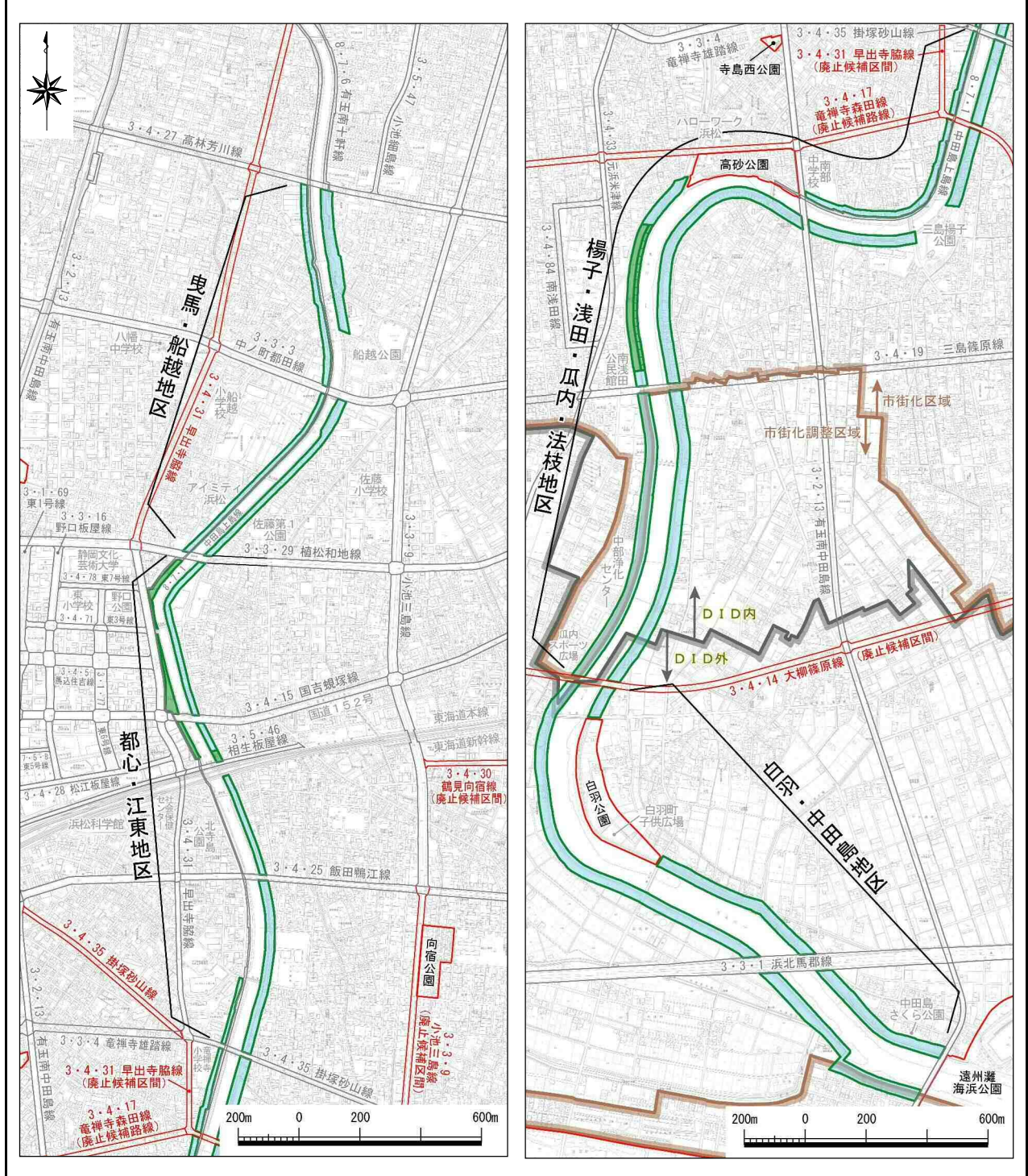
No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
24	4・4・2	美蘭中央公園 <small>みそのちゅうおう</small>	昭和63年9月27日	地区公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
5.50ha		5.22ha	0.28ha	0ha	94.9%
I 将来都市像との整合			見直し図 S=1:5,000		
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-1 住区基幹公園の機能					
誘致圏重複率(%)	0.0%				
市街化区域	○				
DID	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1 地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	28.0%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2 特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	—			
	樹林地等	○			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	—				
スポーツ・レクリエーション	—				
c) 計画内容の変更の検討					
面積最適化の検討	—				
種別変更の検討	—				
III 既存ストックの活用検証					
—					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	—				
見直し結果	存続				
<ul style="list-style-type: none"> ・誘致圏に地区公園がなく、市街化区域かつ DID に位置するため、身近な公園としての観点から必要性が高い。 ・誘致圏内の緑地率が 28.0%と低いため、緑の創出の観点からも必要性が高い。 ・東側の未開設区域は駐車場の計画があり、南側の未開設区域は南入口部分として重要である。これらを含めた計画区域は道路による合理的な区域界であり、駐車場も不足しているため、必要性があることから存続とする。 					
備考					



No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
25	5・5・1	浜松城公園	昭和24年2月3日	総合公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
12.60ha		10.87ha	1.73ha	0ha	86.3%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:7,500			
総合計画		○			
都市マス		○			
緑の基本計画		○			
区域マス		○			
関連事業等		—			
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性					
総合公園の必要性(重複率)					
身近な公園としての必要性					
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域					
DID					
誘致圏内の緑地率					
地域制緑地の指定状況等					
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・ 推定分布エリア 樹林地等				
防災	延焼火災危険予想地域 広域避難地				
景観					
スポーツ・レクリエーション					
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討					
III 既存ストックの活用検証					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等					
利用実態					
合理的な区域界					
見直し結果	変更/面積(増・減) 変更前:12.60ha⇒変更後:13.30ha(追加:1.90ha、除外:1.20ha)				
・浜松城公園長期整備構想の下、区域変更を行う。					
備考					

馬込川公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
26	5・5・2	まごめがわ 馬込川公園	昭和24年2月3日	総合公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
45.00ha		1.99ha	43.01ha	2.00ha	4.4%
I 将来都市像との整合			見直し図		
総合計画		○	次頁参照		
都市マス		○			
緑の基本計画		○			
区域マス		○			
関連事業等		—			
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性		○			
総合公園の必要性(重複率)		100%			
身近な公園としての必要性		○			
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域		○			
DID		○			
誘致圏内の緑地率		10.7%			
地域制緑地の指定状況等		—			
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	○			
	樹林地等	○			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	緑地率の低い都心部を貫く水と緑のネットワークの骨格				
スポーツ・レクリエーション		○(自転車ネットワーク)			
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討		—			
III 既存ストックの活用検証					
—(自歩道により、馬込川沿いのネットワーク機能は人の動線面では確保されているが、公園緑地や生態系の面からは十分とは言えない。)					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等	高砂公園、白羽公園、大柳篠原線、竜禅寺森田線				
利用実態	—				
合理的な区域界	—				
見直し結果	存続				
<ul style="list-style-type: none"> 馬込川基本構想で、河川と並行した都市の緑の基軸として位置づけられている。部分的には、橋詰空間の整備や街区公園機能の確保等の施設整備を含むが、並木や法面緑地、自歩道等による河川沿いの緑のネットワーク化を主な目的とし、一律20m幅の緑地が計画されている。 市街化区域かつDIDに位置し、公園需要の観点から必要性が高い。また、緑地率の低い都心部を貫く水と緑のネットワークの骨格であり、緑の保全及び創出の観点から必要性が高いため、存続とする。 馬込川の湾曲部に位置する既に開設済の三島揚子公園及び船越公園や未開設となっている都市計画公園(高砂公園、白羽公園)の拠点機能を充実させることに加えて、県の河川改修計画や津波遡上対策などの関連する計画の動向を見ながら計画を進める。 					
備考					



遠州灘海浜公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
27	5・7・3	遠州灘海浜公園	昭和24年2月3日	総合公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
670.50ha		63.59ha	606.91ha	8.70ha	9.5%
I 将来都市像との整合			見直し図		
総合計画		○	次頁参照		
都市マス		○			
緑の基本計画		○			
区域マス		○			
関連事業等		—			
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性		—			
総合公園の必要性(重複率)		10.6%			
身近な公園としての必要性		○			
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域		—			
DID		—			
誘致圏内の緑地率		37.3%			
地域制緑地の指定状況等		○			
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	○			
	樹林地等	○			
防災	延焼火災危険予想地域	—			
	広域避難地	—			
景観	海岸沿いの松林や中田島砂丘等、浜松を代表する景観				
スポーツ・レクリエーション		○			
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討		広域公園			
III 既存ストックの活用検証					
—					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等		—			
利用実態		—			
合理的な区域界		地形地物(道路)			
見直し結果	変更/種別、面積(増・減)				
	種別(変更前:総合公園⇒変更後:広域公園)				
	面積(増・減)(変更前:670.50ha⇒変更後673.00ha(追加:0.06ha、除外:1.37ha))				
<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域に位置し、誘致圏内の緑地率は37.3%と高いが、地域制緑地(風致地区)に指定されている周辺及び区域内の良好な自然環境を保全し、緑豊かな環境を創出するうえで核となる公園であるため、必要性は高い。また、未開設の拠点的区域については、現在、整備内容について関係機関との調整が進められているため存続とする。 都市計画決定当初求められていた役割や機能は総合公園であるが、現在では遠方からの観光客も多く、広域のレクリエーション需要が生じているため、種別を広域公園に変更する。 道路拡幅による不整合箇所を、現道に合わせて追加・除外する。 					
備考					
※変更前面積に錯誤があるため、変更前面積に追加、除外しても、変更後面積にならない。					

見直し図

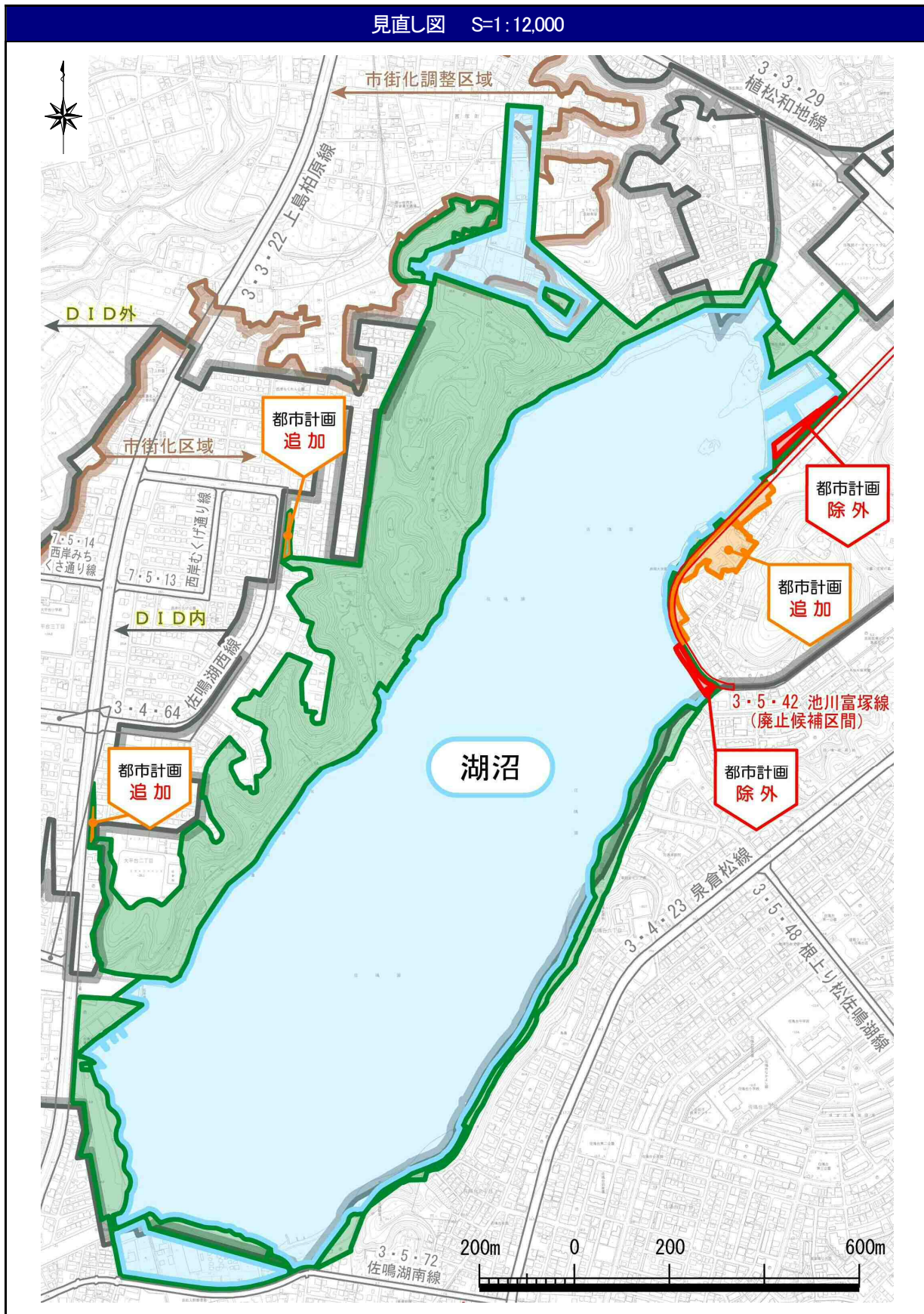


鴨江山公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別			
28	5・4・4	かもえやま 鴨江山公園	昭和24年2月3日	総合公園			
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率		
6.30ha		0.20ha	6.10ha	0ha	3.2%		
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:5,000					
総合計画	—						
都市マス	—						
緑の基本計画	○						
区域マス	—						
関連事業等	—						
II 基本的機能・地域での必要性							
a) 計画内容							
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能							
当初の目的の必要性	—						
総合公園の必要性(重複率)	100%						
身近な公園としての必要性	—						
b) 現況から求められる公園機能							
b)-1地区特性による必要性の検証							
市街化区域	○						
DID	○						
誘致圏内の緑地率	3.1%						
地域制緑地の指定状況等	—						
b)-2特に検討すべき公園機能の検証							
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア					—	
	樹林地等					—	
防災	延焼火災危険予想地域	○					
	広域避難地	—					
景観	開設済区域:緑地率の低い住宅地における貴重な緑(市指定天然記念物の根上り松がある)						
スポーツ・レクリエーション	—						
c) 計画内容の変更の検討							
種別変更の検討	街区公園						
III 既存ストックの活用検証		—					
IV 他の都市施設等との区域の整合		—					
他の都市施設等	—						
利用実態	—						
合理的な区域界	開設済区域						
見直し結果	変更／種別、面積(減) 種別(変更前:総合公園⇒変更後:街区公園) 面積(減)(変更前:6.30ha⇒変更後:0.20ha(除外:6.10ha))						
・都市計画決定当初求められていたと推測される斜面樹林地の保全の役割や機能の必要性が、斜面樹林地の宅地化により失われている。また、誘致圏は周辺に位置する大規模な公園(浜松城公園や佐鳴湖公園など)の誘致圏に含まれているため、総合公園としての必要性は低い。 ・市街化区域かつDIDに位置するため、公園需要の観点から必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が3.1%と低く、緑の創出の観点からも必要性が高い。 ・住区基幹公園以外の公園の計画内容による種別変更の検討により、総合公園から街区公園に変更する。 ・現在の開設区域を存続させれば、街区公園機能は確保できる。							
備考							

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
29	5・6・5	きなるこ 佐鳴湖公園	昭和24年2月3日	総合公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
176.70ha		49.72ha	126.98ha	0ha	28.1%
I 将来都市像との整合			見直し図		
総合計画		○			
都市マス		○			
緑の基本計画		○			
区域マス		○			
関連事業等		—			
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性		○			
総合公園の必要性(重複率)		100%			
身近な公園としての必要性		○			
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域		○			
DID		○			
誘致圏内の緑地率		16.1%			
地域制緑地の指定状況等		○			
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・ 推定分布エリア	○			
	樹林地等	○			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	水と緑に囲まれた風光明媚な景観				
スポーツ・レクリエーション		○			
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討		—			
III 既存ストックの活用検証					
—					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等	池川富塚線				
利用実態	開設済区域(西岸)				
合理的な区域界	堤防・園路(整備計画による)				
見直し結果	変更/面積(増・減) 変更前:176.70ha⇒変更後:181.64ha(追加:1.34ha、除外:0.71ha)				
<ul style="list-style-type: none"> ・地域制緑地(風致地区)に指定されている周辺及び区域内の良好な自然環境を保全し、緑豊かな環境を創出するうえで核となる公園として、また、市民の憩いの場として計画され、利用されている。 ・市街化区域かつDIDに位置するため、公園需要の観点から必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が16.1%と低いため、緑の創出の観点からも必要性が高い。 ・西岸北側の未開設区域は公園北西側の玄関口及び拠点として必要性が高いため存続とする。南岸の未開設区域は身近な公園が少ない計画区域南側の地域における身近な公園機能の充実や緑の創出を図るうえで必要性が高い。また、既に生育しているヨシなどの水辺植生を充実させるなどの自然度の高い環境を復元する場所としても必要性が高いため存続とする。湖面は鑑賞・レクリエーション機能を有しているため、存続とする。 ・都市計画道路3・5・42池川富塚線の廃止候補区間と隣接している。都市計画道路が廃止された場合には、堤防や園路の整備計画との整合を図りながら境界を定めるとともに、佐鳴湖の良好な景観を保全するために必要な小藪地区の一部(先行取得済みの区域)を追加する。また、都市計画道路と開設済区域の間に挟まれた北東部の民地部分を除外する。加えて、西岸の計画区域外に位置する開設済区域を追加する。 					
備考					
※変更前面積に錯誤があるため、変更前面積に追加、除外しても、変更後面積にならない。					

次頁参照



No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
30	5・4・6	あんまがわ 安間川公園	昭和37年12月26日	総合公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
7.20ha		4.45ha	2.75ha	0ha	61.8%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:5,000			
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性	—				
総合公園の必要性(重複率)	100%				
身近な公園としての必要性	—				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	19.4%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア				○
	樹林地等				—
防災	延焼火災危険予想地域				○
	広域避難地				○
景観	—				
スポーツ・レクリエーション	—				
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討	地区公園				
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合		—			
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	地形地物(道路)				
見直し結果	変更／種別、面積(減) 種別(変更前:総合公園⇒変更後:地区公園) 面積(減)(変更前:7.20ha⇒変更後:4.62ha(除外:2.58ha))				
・未開設区域には、計画決定当初、芝生広場が計画されていたが、スポーツ・レクリエーション機能は近隣の天竜川緑地などで確保されているため整備の必要性がなく、未開設区域の必要性は低い。また、誘致圏は周辺に位置する大規模な公園(天竜川緑地や馬込川公園など)の誘致圏に含まれるため、総合公園としての必要性は低い。 ・市街化区域かつ DID に位置するため、公園需要の観点から必要性が高い。 ・現在の開設区域で地区公園相当の機能を満たしているため、総合公園から地区公園に種別変更する。開設区域界は道路により既に合理性が見られるため、未開設区域のすべてを除外する。					
備考					

芳川公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
31	5・4・7	芳川公園	昭和37年12月26日	総合公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
7.00ha		2.46ha	4.54ha	0ha	35.1%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:5,000			
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性	—				
総合公園の必要性(重複率)	100%				
身近な公園としての必要性	—				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	14.9%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア				○
	樹林地等				○
防災	延焼火災危険予想地域				○
	広域避難地				○
景観	—				
スポーツ・レクリエーション	—				
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討	近隣公園				
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合		—			
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	地形地物(道路)				
見直し結果	変更／種別、面積(減) 種別(変更前:総合公園⇒変更後:近隣公園) 面積(減)(変更前:7.00ha⇒変更後:2.52ha(除外:4.48ha))				
・未開設区域には、計画決定当初、バレーコートやプールが計画されていたが、それらの機能は近隣の公共施設で既に確保されているため整備の必要性が低い。また、誘致圏は周辺に位置する大規模な公園(遠州灘毎浜公園や天竜川緑地など)の誘致圏に含まれるため、総合公園としての必要性は低い。 ・市街化区域かつ DID に位置するため、公園需要の観点から必要性が高い。 ・現在の開設区域で近隣公園相当の機能を満たしているため、総合公園から近隣公園に種別変更する。開設区域界は道路により既に合理性が見られるため、未開設区域のすべてを除外する。					
備考					

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
32	5・4・8	寺脇公園	昭和37年12月26日	総合公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
9.60ha		—	9.60ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:6,000			
総合計画	—				
都市マス	—				
緑の基本計画	○				
区域マス	○				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性	—				
総合公園の必要性(重複率)	100%				
身近な公園としての必要性	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域	—				
DID	—				
誘致圏内の緑地率	41.4%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	—			
	樹林地等	—			
防災	延焼火災危険予想地域	—			
	広域避難地	—			
景観	—				
スポーツ・レクリエーション	—				
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討	—				
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	—				
見直し結果		廃止			
<p>・総合公園としてバレーコートやプールの整備が計画されているが、それらの機能は近隣の公共施設で確保されているため、整備の必要性が低い。また、誘致圏は、周辺に位置する大規模な公園(遠州灘海浜公園の拠点(中田島地区)や馬込川公園など)の誘致圏に含まれているため、総合公園としての必要性は低い。</p> <p>・付近に街区公園がほとんどないが、市街化調整区域かつDID外に位置しているため、公園需要の観点から必要性は低い。また、誘致圏内の緑地率が41.4%と高いため、緑の創出の観点からも必要性が低い。</p> <p>・総合公園としての必要性が低く、身近な公園としての必要性も低いため、廃止とする。</p>					
備考					

可美公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
33	5・5・9	かみ 可美公園	昭和37年12月26日	総合公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
19.10ha		13.94ha	5.16ha	0ha	73.0%
I 将来都市像との整合			見直し図		
総合計画		—			
都市マス		○			
緑の基本計画		○			
区域マス		—			
関連事業等		—			
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性		—			
総合公園の必要性(重複率)		100%			
身近な公園としての必要性		—			
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域		—			
DID		○			
誘致圏内の緑地率		19.4%			
地域制緑地の指定状況等		—			
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・ 推定分布エリア	—			
	樹林地等	—			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	○			
景観	—	—			
スポーツ・レクリエーション		○			
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討		—			
III 既存ストックの活用検証					
—					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等		泉倉松線			
利用実態		—			
合理的な区域界		地形地物(道路)			
見直し結果		変更/面積(減) 変更前:19.10ha⇒変更後:13.81ha(除外:5.29ha)			
<ul style="list-style-type: none"> 未開設区域には、計画決定当初、児童遊び場や植物見本園の一部が計画されていたが、木製遊具等のある遊び場は既に計画区域内の他の場所に整備され、植物見本園は市内の緑化推進センター(飯田公園内)に整備されているため、今後新たに整備する必要性は低いことから、未開設区域の必要性は低い。 市街化区域かつDIDに位置するため、公園需要の観点から必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が19.4%と低く、緑の創出の観点からも必要性が高い。 現在の開設区域で総合公園としての機能は確保されている。また、開設区域界は道路により既に合理性が見られるため、未開設区域のすべてを除外する。(都市計画道路3・4・23泉倉松線の廃止候補区間に隣接しているが、未開設区域を除外すれば問題ない。) 					
備考					

次頁参照

西鴨江公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別		
34	5・4・10	にしかもえ 西鴨江公園	昭和37年12月26日	総合公園		
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率	
5.00ha		—	5.00ha	0ha	0%	
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:5,000				
総合計画	—					
都市マス	—					
緑の基本計画	○					
区域マス	—					
関連事業等	—					
II 基本的機能・地域での必要性						
a) 計画内容						
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能						
当初の目的の必要性	—					
総合公園の必要性(重複率)	100%					
身近な公園としての必要性	—					
b) 現況から求められる公園機能						
b)-1地区特性による必要性の検証						
市街化区域	—					
DID	—					
誘致圏内の緑地率	38.5%					
地域制緑地の指定状況等	○(隣接地)					
b)-2特に検討すべき公園機能の検証						
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア				—	
	樹林地等				○	
防災	延焼火災危険予想地域	—				
	広域避難地	—				
景観	社寺林と斜面樹林に囲まれた良好な緑の景観	—				
スポーツ・レクリエーション	—					
c) 計画内容の変更の検討						
種別変更の検討	—					
III 既存ストックの活用検証		—				
IV 他の都市施設等との区域の整合		—				
他の都市施設等	—					
利用実態	—					
合理的な区域界	—					
見直し結果	廃止					
<ul style="list-style-type: none"> 総合公園として自由広場や児童遊場を整備するとともに既存樹林地を保全する計画であるが、既存樹林地は社寺林として維持されている。また、この公園の誘致圏は、周辺に位置する大規模な公園(佐鳴湖公園や雄踏総合公園など)の誘致圏に含まれているため、総合公園としての必要性は低い。 市街化調整区域及びDID外に位置しているため、需要の観点から必要性が低い。また、誘致圏内の緑地率が38.5%と高いため、緑の創出の観点からも必要性が低い。 計画区域の北側から東側にかけては地域制緑地(保全配慮地区)の指定候補地に隣接しているが、市街地は未開設区域の南側に隣接する学校敷地を挟んで反対側に位置していることから、市街地の無秩序な拡大を抑制するうえでの必要性も低い。ため、廃止とする。 						
備考						

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
35	5・5・11	和合公園	昭和37年12月26日	総合公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
18.80ha		—	18.80ha	0ha	0%
I 将来都市像との整合			見直し図 S=1:10,000		
総合計画	—				
都市マス	—				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性	○				
総合公園の必要性(重複率)	100%				
身近な公園としての必要性	—				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	32.2%				
地域制緑地の指定状況等	○				
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	—			
	樹林地等	—			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	—				
スポーツ・レクリエーション	○				
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討	—				
III 既存ストックの活用検証			—		
IV 他の都市施設等との区域の整合			—		
他の都市施設等	—				
利用実態	オートレース場				
合理的な区域界	オートレース場				
見直し結果	変更/面積(減) 変更前:18.80ha⇒変更後:16.05ha(除外:2.75ha)				
<ul style="list-style-type: none"> ・誘致圏内の緑地率が32.2%と高いものの、市街化区域かつDIDに位置し、公園需要の観点から必要性が高い。 ・地域制緑地(風致地区)及び市街化区域縁辺部に位置するため、市街地の無秩序な拡大を抑制する公園として必要性が高い。また、風致地区に指定されている周辺及び区域内の緑豊かな環境を創出するうえで核となる公園しても必要性が高い。 ・現在、オートレース場として利用されている区域の東側及び南西角で宅地化が進んだ未開設区域は、除外しても総合公園としての機能が確保される。また、風致地区であるため今後も一定の緑が保全又は創出される見込みであることから、除外する。 					
備考					

都田総合公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
36	5・5・15	みやこだそうごう 都田総合公園	平成5年8月10日	総合公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
25.60ha		23.60ha	2.00ha	0ha	92.2%
I 将来都市像との整合			見直し図 S=1:10,000		
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性	○				
総合公園の必要性(重複率)	100%				
身近な公園としての必要性	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	—				
誘致圏内の緑地率	33.8%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	○			
	樹林地等	○			
防災	延焼火災危険予想地域	—			
	広域避難地	—			
景観	斜面樹林や自然地形を活かした増沢池等の良好な自然景観	—			
スポーツ・レクリエーション	○				
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討	—				
III 既存ストックの活用検証			—		
IV 他の都市施設等との区域の整合			—		
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	—				
見直し結果	存続				
<p>・既に計画決定区域のほとんどにスポーツ・レクリエーション施設が整備されている。未開設となっている水面(増沢池)は、鑑賞機能、生物の生息・生育環境機能、レクリエーション機能を有していることから必要性が高いため、存続とする。</p>					
備考					

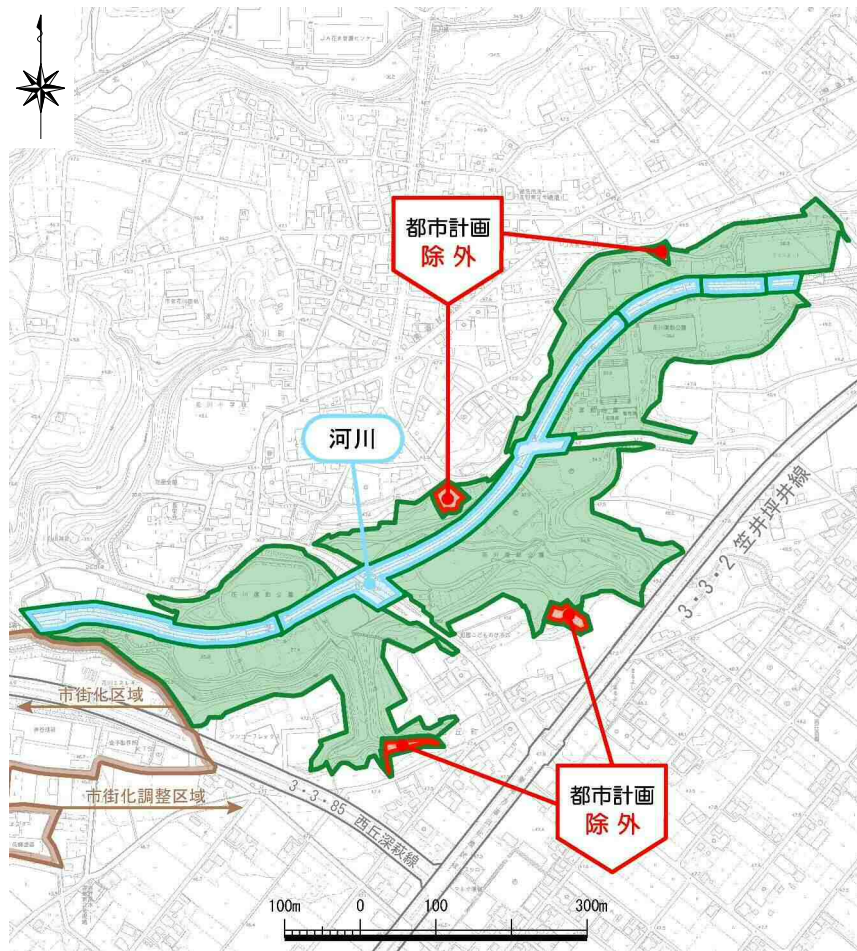
No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
37	5・4・301	引佐総合公園 <small>いなさそうごう</small>	平成12年8月16日	総合公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
9.40ha		9.30ha	0.10ha	0ha	98.9%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:5,000			
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性	○				
総合公園の必要性(重複率)	100%				
身近な公園としての必要性	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域	—				
DID	—				
誘致圏内の緑地率	68.5%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア				○
	樹林地等				—
防災	延焼火災危険予想地域	—			
	広域避難地	—			
景観	—	—			
スポーツ・レクリエーション	—	—			
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討	—	—			
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合		—			
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	地形地物(道路)				
見直し結果	変更/面積(減) 変更前:9.40ha⇒変更後:9.30ha(除外:0.10ha)				
・既にスポーツ広場や芝生広場等が整備され総合公園としての機能を満たしているため、計画決定後の道路整備により生じた未開設区域を除外する。					
備考					

四ツ池公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
38	6・5・2	よついけ 四ツ池公園	昭和24年2月3日	運動公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
27.20ha		18.86ha	8.34ha	0ha	69.3%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:10,000			
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	○				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性	○				
総合公園の必要性(重複率)	—				
身近な公園としての必要性	—				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	5.9%				
地域制緑地の指定状況等	○				
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア				○
	樹林地等				○
防災	延焼火災危険予想地域				○
	広域避難地				○
景観	曳馬野の面影を残す緑豊かな景観				—
スポーツ・レクリエーション		—			
c) 計画内容の変更の検討		—			
種別変更の検討		—			
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合		—			
他の都市施設等		—			
利用実態		—			
合理的な区域界		地形地物(樹林地)			
見直し結果		変更/面積(減)			
		変更前:27.20ha⇒変更後:26.64ha(除外:0.56ha)			
<ul style="list-style-type: none"> ・区域の東側には野球場や陸上競技場が整備され、運動公園としての機能が確保されている。西側は地域制緑地(風致地区)に指定されている周辺及び区域内の良好な自然環境を保全し、緑豊かな環境を創出するうえで核となる公園として、また、緑豊かな環境の中で散策等ができる場となっており、必要性が高い。 ・市街化区域かつDIDに位置するため、公園需要の観点から必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が5.9%と低いため、緑の保全、創出の観点からも必要性が高い。 ・南西側の宅地化が進んだ未開設区域は除外しても既に運動公園としての機能が確保されている。また、風致地区であるため今後も一定の緑が保全又は創出される見込みであることから、樹林地は計画区域として存続とし、宅地化が進んだ区域は計画区域から除外する。 					
備考					

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
39	6・5・3	ほながわうんどう 花川運動公園	平成3年12月24日	運動公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
20.70ha		18.09ha	2.61ha	0ha	87.4%
I 将来都市像との整合					
総合計画		○			
都市マス		○			
緑の基本計画		○			
区域マス		—			
関連事業等		—			
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性		○			
総合公園の必要性(重複率)		—			
身近な公園としての必要性		○			
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域		—			
DID		—			
誘致圏内の緑地率		44.7%			
地域制緑地の指定状況等		—			
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・ 推定分布エリア	○			
	樹林地等	○			
防災	延焼火災危険予想地域	—			
	広域避難地	—			
景観	公園の中央を縦断するシンボリックな存在の花川がある				
スポーツ・レクリエーション		—			
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討		—			
III 既存ストックの活用検証					
—					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等		—			
利用実態		—			
合理的な区域界		地形地物(樹林地)			
見直し結果		変更/面積(減)			
		変更前:20.70ha⇒変更後:20.12ha(除外:0.58ha)			
<ul style="list-style-type: none"> ・テニスコートや広場が整備され、運動公園としての機能は確保されている。 ・公園の中央を縦断する花川は、桜並木などの鑑賞機能を有しているため、区域に含めたままとする。 ・河川を除く未開設区域を地形に合わせて除外しても、既に運動公園としての機能は確保されているため問題ない。 					
備考					

次頁参照



No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
40	7・5・1	飯田公園	昭和37年12月26日	風致公園	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
13.70ha		6.46ha	7.24ha	0ha	47.2%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:10,000			
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性	○				
総合公園の必要性(重複率)	—				
身近な公園としての必要性	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○(一部)				
DID	—				
誘致圏内の緑地率	34.8%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア				○
	樹林地等				○
防災	延焼火災危険予想地域	—			
	広域避難地	○			
景観	—				
スポーツ・レクリエーション	—				
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討	地区公園				
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合		—			
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	地形地物(河川・道路等)				
見直し結果	変更／種別、面積(増・減)				
	種別(変更前:風致公園⇒変更後:地区公園)				
	面積(増・減)(変更前:13.70ha⇒変更後:11.80ha(追加:0.17ha、除外:2.07ha))				
<ul style="list-style-type: none"> ・未開設区域に計画されていたスポーツ・レクリエーション施設は既に計画区域内の他の場所に整備されており、新たに整備する必要性は低いことから、未開設区域の必要性は低い。 ・都市緑化植物園やグラウンドが整備されているため地区公園としての性格が強いことから、実態に合わせて風致公園から地区公園へ種別変更する。 ・安間川西側の計画区域(未開設区域)の境界は、旧堤防をもとに設定されたものであるが、現在は河川区域の変更と共に旧堤防が消滅しているため、現在の地形との整合を図り、この未開設区域を除外する。安間川東側の未開設区域は、道路区域との整合を図るため道路と計画区域の間に挟まれた区域を追加する。グラウンド東側の樹林地に連続する宅地化された未開設区域には、公園施設を新たに整備する必要性は低い。このため、樹林地の東側境界を計画区域の境界として、未開設区域を除外する。 					
備考					
【参考】緑の相談所—都市緑化植物園—設置運営要領の運用について(昭和51年2月15日 建設省都市局公園緑地課長通知)					
都市緑化植物園は、独立して設置するか又は総合公園若しくは地区公園に設置するものとし、総合公園又は地区公園に設置する場合には、当該都市公園の本来の機能に支障を及ぼさないよう配慮するとともに、当該都市緑化植物園の当該都市公園の敷地に占める比率は50%以内とすること。					

弁天島公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
41	7・4・2	べんてんじま 弁天島公園	昭和35年8月13日	風致公園	
計画決定面積		開設面積 (供用面積)	未開設面積 (未供用面積)	整備中の面積	開設率
6.30ha		1.52ha (1.28ha)	4.78ha (3.50ha)	0ha	24.1%
I 将来都市像との整合			見直し図 S=1:5,000		
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	○				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性	○				
総合公園の必要性(重複率)	—				
身近な公園としての必要性	—				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	0.6%				
地域制緑地の指定状況等	○				
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	—			
	樹林地等	○			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	浜名湖に面する良好な景観				
スポーツ・レクリエーション	○				
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討	—				
III 既存ストックの活用検証			—		
IV 他の都市施設等との区域の整合			—		
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	—				
見直し結果		存続			
<ul style="list-style-type: none"> ・浜名湖に面した風光明媚な景観を活かした風致公園として計画された。 ・市街化区域かつDIDに位置するため、公園需要の観点から必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が0.6%と低いため、緑の創出の観点からも必要性が高い。 ・未開設区域の一部が既に野球場として利用されており、今後も必要性がある。 ・浜名湖に面する良好な自然環境や景観を活かした風致公園として重要であるため、存続とする。 					
備考					
・舞阪乙女園グラウンドは浜松市公園条例に基づき供用されている。					

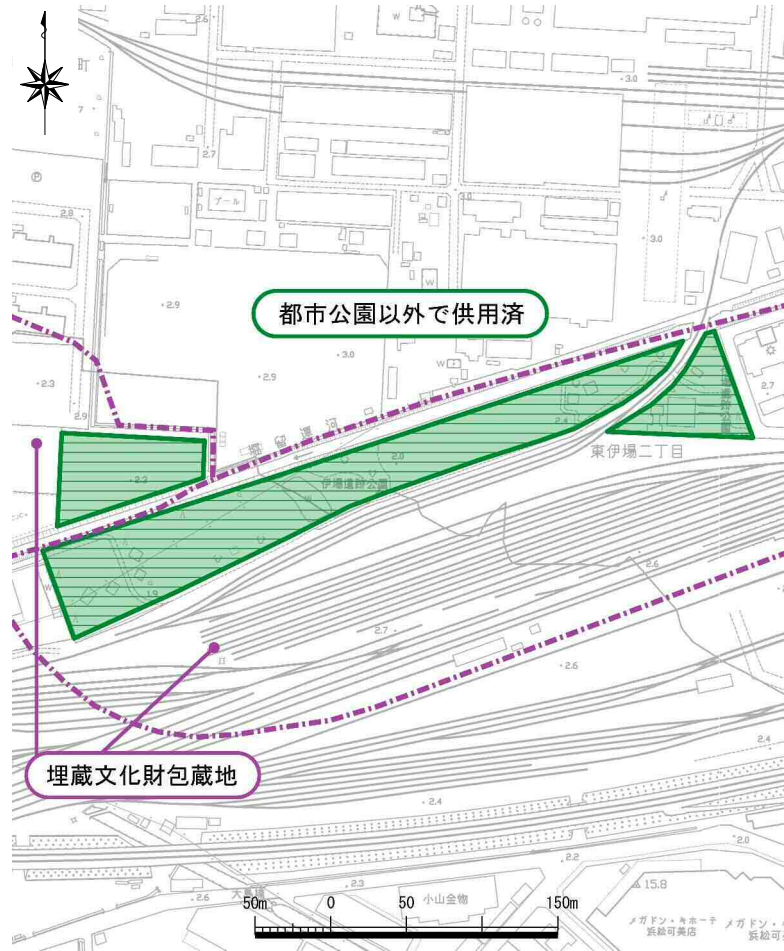
No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
42	8・4・1	蜷塚公園	昭和33年9月19日	歴史公園	
計画決定面積		開設面積 (供用面積)	未開設面積 (未供用面積)	整備中の面積	開設率
5.30ha		— (4.16ha)	5.30ha (1.14ha)	0ha	0%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:5,000			
総合計画	—				
都市マス	—				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性	○				
総合公園の必要性(重複率)	—				
身近な公園としての必要性	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	9.7%				
地域制緑地の指定状況等	—(隣接)				
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア				—
	樹林地等				○
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	—	—			
スポーツ・レクリエーション	—	—			
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討	—	—			
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合		—			
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	—				
見直し結果	存続				
<ul style="list-style-type: none"> ・国指定史跡蜷塚遺跡を中心とする歴史公園で、縄文時代の復元家屋や博物館などが整備されている。都市計画決定当初は南東側の未開設区域には、児童公園が計画されている。また、東側の未開設区域は、現在の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が及んでいる可能性が大きい区域である。 ・市街化区域かつDIDに位置しており、近隣に身近な公園機能を有する都市公園または都市計画公園が存在しないため、身近な公園としての必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が9.7%と低く、緑の保全、創出の観点からも必要性が高い。 ・歴史的、文化的価値を有する蜷塚遺跡を有するため、歴史公園として存続させる。 					
備考					

伊場遺跡公園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種 別	
43	8・3・2	伊場遺跡公園	昭和48年8月14日	歴史公園	
計画決定面積		開設面積 (供用面積)	未開設面積 (未供用面積)	整備中の面積	開設率
2.40ha		— (2.40ha)	2.40ha (—)	0ha	0%
I 将来都市像との整合			見直し図		
総合計画		—			
都市マス		—			
緑の基本計画		○			
区域マス		—			
関連事業等		—			
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性		○			
総合公園の必要性(重複率)		—			
身近な公園としての必要性		—			
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域		○			
DID		○			
誘致圏内の緑地率		5.7%			
地域制緑地の指定状況等		—			
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・ 推定分布エリア	○			
	樹林地等	—			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	文化的、歴史的な価値を持つ 伊場遺跡の一部	—			
スポーツ・レクリエーション		—			
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討		—			
III 既存ストックの活用検証					
—					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等		—			
利用実態		—			
合理的な区域界		—			
見直し結果		存続			
<ul style="list-style-type: none"> ・文化的、歴史的な価値を持つ伊場遺跡の一部であり、史跡教育施設として区域のほとんどが供用済である。 ・市街化区域かつ DID に位置するため、公園需要の観点から必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が5.7%と低いため、緑の保全又は創出の観点からも必要性が高い。 ・歴史学習の場としても必要性が高いため、存続とする。 					
備考					

次頁参照

見直し図 S=1:5,000



天竜川緑地

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
44	1	天竜川緑地	昭和42年12月28日	緑地	
計画決定面積		開設面積 (供用面積)	未開設面積 (未供用面積)	整備中の面積	開設率
143.60ha		31.00ha (9.41ha)	112.60ha (103.19ha)	0ha	21.6%

I 将来都市像との整合

総合計画	○
都市マス	○
緑の基本計画	—
区域マス	—
関連事業等	—

II 基本的機能・地域での必要性

a) 計画内容		
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能		
当初の目的の必要性	○	
総合公園の必要性(重複率)	—	
身近な公園としての必要性	○	
b) 現況から求められる公園機能		
b)-1地区特性による必要性の検証		
市街化区域	—	
DID	—	
誘致圏内の緑地率	19.4%	
地域制緑地の指定状況等	—	
b)-2特に検討すべき公園機能の検証		
環境保全	貴重種の有無・ 推定分布エリア 樹林地等	○ ○
防災	延焼火災危険予想地域 広域避難地	— —
景観	雄大な天竜川を望むことができる 緑と水辺の連続性と広がりのある 良好な景観	—
スポーツ・レクリエーション	—	
c) 計画内容の変更の検討		
種別変更の検討	—	

III 既存ストックの活用検証

IV 他の都市施設等との区域の整合

他の都市施設等	—
利用実態	—
合理的な区域界	地形地物(河川敷、道路)

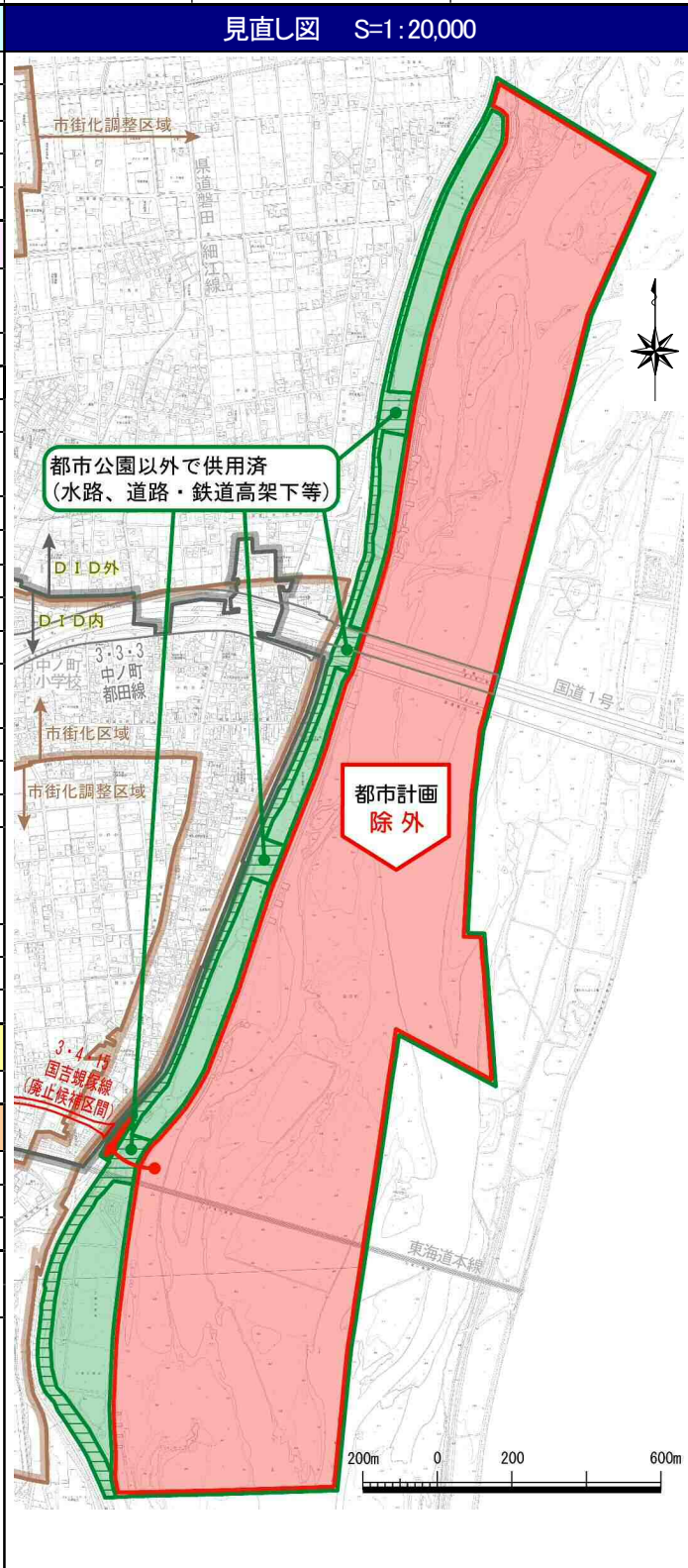
見直し結果 変更/面積(減)

変更前:143.60ha⇒変更後:40.41ha(除外:185.87ha)

- 天竜川の河川敷を利用した緑地で、天竜川の水面も計画区域に含まれている。高水敷に整備された芝生地を活用して野球場、運動広場等が整備され、レクリエーション利用が可能な緑地として必要性が高い。
- 市街化調整区域及びDID外であるが、誘致圏内の緑地率が19.4%と低く、必要性が高い。
- 水面は、緑地としての利用(レクリエーション)の観点からは必要性が低い。天竜川河川敷内の他の都市計画公園でも水面を含めていないことから、除外する。また、南西部分は、道路との整合を図り、除外する。

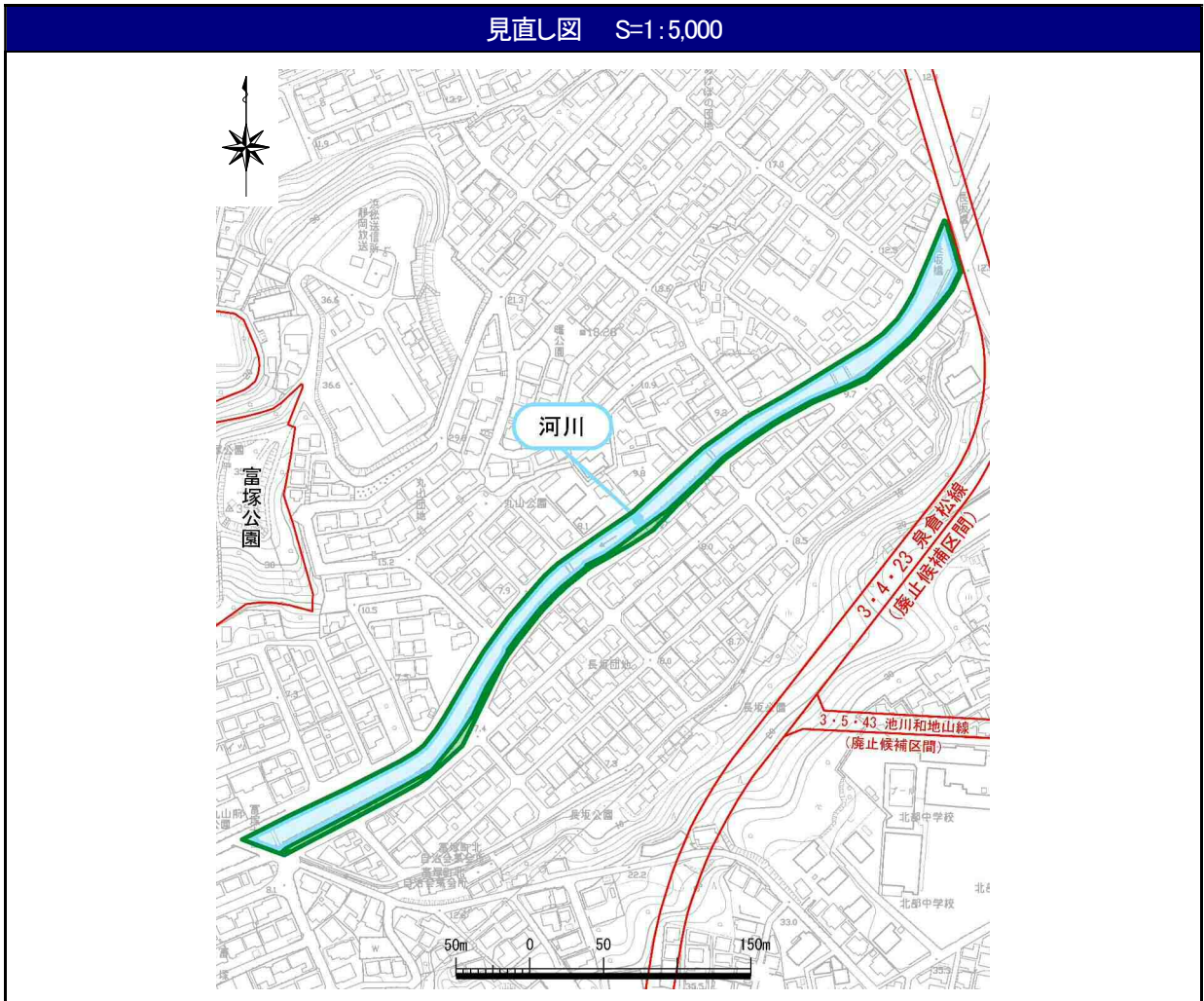
備考

※変更前面積に錯誤があるため、変更前面積に追加、除外しても、変更後面積にならない。



No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
45	3	^{ながさか} 長坂緑地	昭和50年10月25日	緑地	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
0.90ha		0.07ha	0.83ha	0ha	7.8%
I 将来都市像との整合			見直し図		
総合計画		—			
都市マス		—			
緑の基本計画		○			
区域マス		—			
関連事業等		—			
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性		—			
総合公園の必要性(重複率)		—			
身近な公園としての必要性		—			
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域		○			
DID		○			
誘致圏内の緑地率		10.1%			
地域制緑地の指定状況等		—			
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	—			
	樹林地等	○			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	水と緑の良好な景観	—			
スポーツ・レクリエーション		—			
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討		—			
III 既存ストックの活用検証					
—					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等		—			
利用実態		—			
合理的な区域界		—			
見直し結果		存続			
<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修に伴って埋め立てられた平坦地を利用した緑地である。 ・市街化区域かつDIDに位置するため、身近な公園(緑地)としての必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が10.1%と低いと低いため、緑の保全または創出の観点から必要性が高い。 ・未開設である段子川は、河川沿いの桜並木などの鑑賞機能や生物の生息・生育環境機能を有しているため、存続とする。 					
備考					

次頁参照



No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
46	4	入野古墳緑地	昭和51年12月13日	緑地	
計画決定面積		開設面積 (供用面積)	未開設面積 (未供用面積)	整備中の面積	開設率
0.50ha		— (0.41ha)	0.50ha (0.09ha)	0ha	0%
I 将来都市像との整合			見直し図 S=1:2,000		
総合計画	—				
都市マス	—				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性	—				
総合公園の必要性(重複率)	—				
身近な公園としての必要性	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	5.4%				
地域制緑地の指定状況等	—(隣接)				
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	○			
	樹林地等	○			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	緑地率が低い市街地における貴重な緑の景観	—			
スポーツ・レクリエーション	—				
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討	歴史公園				
III 既存ストックの活用検証					
—					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	地形地物(樹林地)				
見直し結果	変更/種別、面積(増・減)、名称				
	種別(変更前:緑地→変更後:歴史公園) 面積(増・減)(変更前:0.50ha→変更後:0.51ha(追加:0.06ha、除外:0.05ha)) 名称(変更前:入野古墳緑地→変更後:入野古墳公園)				
<ul style="list-style-type: none"> 市指定史跡入野古墳の保全を目的に計画されている。 市街化区域かつDIDに位置しており、近隣に身近な公園機能を有する都市公園または都市計画公園が存在しないため、身近な公園としての必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が5.4%であり、緑地率の低い市街地における貴重な緑である。 市指定史跡入野古墳を鑑賞することを主な目的とするため、緑地から歴史公園に種別変更する。種別変更に伴い、名称を入野古墳公園とする。 計画区域に連続する樹林地を追加して一体的に保存し、宅地化された区域は除外する。 					
備考					

西浅田緑地

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別
47	6	にしあさだ 西浅田緑地	昭和53年8月7日	緑地
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積
1.00ha		0.94ha	0.06ha	0ha
				開設率
				94.0%

I 将来都市像との整合

総合計画	—
都市マス	—
緑の基本計画	○
域マス	—
関連事業等	—

II 基本的機能・地域での必要性

a) 計画内容		
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能		
当初の目的の必要性	—	
総合公園の必要性(重複率)	—	
身近な公園としての必要性	—	
b) 現況から求められる公園機能		
b)-1地区特性による必要性の検証		
市街化区域	○	
DID	○	
誘致圏内の緑地率	1.0%	
地域制緑地の指定状況等	—	
b)-2特に検討すべき公園機能の検証		
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	—
	樹林地等	—
防災	延焼火災危険予想地域	○
	広域避難地	—
景観	—	
スポーツ・レクリエーション	—	
c) 計画内容の変更の検討		
種別変更の検討	—	

III 既存ストックの活用検証

—

IV 他の都市施設等との区域の整合

他の都市施設等	竜禅寺森田線、森田米津線
利用実態	開設済区域(中央)、供用済区域(南西側)
合理的な区域界	地形地物(道路)

見直し図 S=1:3,000



見直し結果	変更/面積(増・減)、名称
	面積(増・減)(変更前:1.00ha⇒変更後:1.01ha(追加:0.17ha、除外:0.16ha)) 名称(変更前:西浅田緑地⇒変更後:浅森緑地)

- ・グラウンドと芝生広場が整備されており、計画区域内外にわたり公園施設が連続して整備されている。工場の立地する未開設区域には、計画決定当初、モニュメントや花壇が計画されていたが、既に開設済の区域の周囲には高木が植栽されるなど緑豊かであり、既に緑地としての機能を満たしている。
- ・市街化区域かつ DID に位置するため、身近な公園(緑地)としての必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が1.0%と低いため、緑の保全または創出の観点からも必要性が高い。
- ・現在の開設区域で緑地としての機能を満たしているため、未開設区域を除外する。また、隣接する都市計画道路3・4・17竜禅寺森田線及び3・4・24森田米津線が廃止候補となっているため、都市計画道路が廃止された場合には、計画区域外の開設済の区域と、都市公園以外で供用済の区域を追加する。

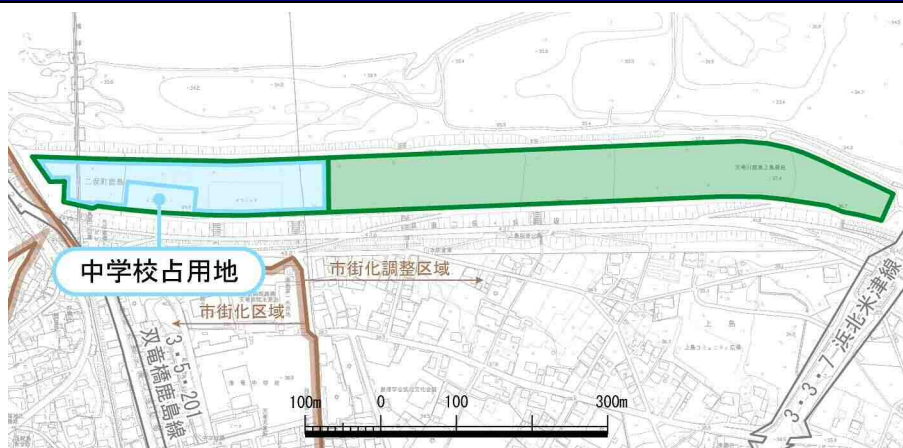
備考

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
48	11	てんりゅうがわがしまかみじま 天竜川鹿島上島緑地	平成20年2月18日	緑地	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
7.60ha		5.01ha	2.59ha	2.59ha	65.9%
I 将来都市像との整合					
総合計画		—			
都市マス		○			
緑の基本計画		○			
区域マス		○			
関連事業等		○			
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性		/			
総合公園の必要性(重複率)		/			
身近な公園としての必要性		/			
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域		/			
DID		/			
誘致圏内の緑地率		/			
地域制緑地の指定状況等		/			
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・ 推定分布エリア 樹林地等	/			
防災	延焼火災危険予想地域 広域避難地	/			
景観		/			
スポーツ・レクリエーション		/			
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討		/			
III 既存ストックの活用検証					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等		/			
利用実態		/			
合理的な区域界		/			

見直し結果 **存続**

・現在整備中のため、存続とする。

見直し図 S=1:10,000



天竜川弁当野緑地

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
49	12	てんりゅうがわべつとうの 天竜川弁当野緑地	平成20年2月18日	緑地	
計画決定面積		開設面積	未開設面積	整備中の面積	開設率
7.40ha		4.19ha	3.21ha	0ha	56.6%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:5,000			
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	○				
関連事業等	○				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性	○				
総合公園の必要性(重複率)	—				
身近な公園としての必要性	—				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域	—				
DID	—				
誘致圏内の緑地率	27.8%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア				○
	樹林地等				—
防災	延焼火災危険予想地域	—			
	広域避難地	—			
景観	雄大な天竜川を望むことができる 緑と水辺の連続性と広がりのある 良好な景観	—			
スポーツ・レクリエーション	—				
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討	—				
III 既存ストックの活用検証		—			
IV 他の都市施設等との区域の整合		—			
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	—				
見直し結果	存続				
<p>・天竜川の河川敷を利用した緑地で、芝広場や自然散策路、せせらぎが整備されている。未開設区域には、バスケットコートやプレイサーキットが計画されており、計画区域全体でスポーツ・レクリエーション利用が可能な緑地として必要性が高いため、存続とする。</p>					
備考					

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別		
50	①	なかざわ 中沢墓園	昭和24年2月3日	墓園		
計画決定面積		開設面積 (供用面積)	未開設面積 (未供用面積)	整備中の面積	開設率	
6.77ha		— (6.77ha)	6.77ha (—)	0ha	0%	
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:5,000				
総合計画	—					
都市マス	○					
緑の基本計画	○					
区域マス	—					
関連事業等	—					
II 基本的機能・地域での必要性						
a) 計画内容						
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能						
当初の目的の必要性	○					
総合公園の必要性(重複率)	—					
身近な公園としての必要性	—					
b) 現況から求められる公園機能						
b)-1地区特性による必要性の検証						
市街化区域	○					
DID	○					
誘致圏内の緑地率	2.0%					
地域制緑地の指定状況等	—(近接)					
b)-2特に検討すべき公園機能の検証						
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア				—	
	樹林地等				—	
防災	延焼火災危険予想地域	○				
	広域避難地	—				
景観	緑地率の低い市街地における貴重な緑	—				
スポーツ・レクリエーション	—					
c) 計画内容の変更の検討						
種別変更の検討	—					
III 既存ストックの活用検証		—				
IV 他の都市施設等との区域の整合		—				
他の都市施設等	—					
利用実態	—					
合理的な区域界	—					
見直し結果	存続					
<ul style="list-style-type: none"> ・区域の全てが墓地として供用されている。 ・市街化区域かつDIDに位置するため、必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が2.0%と低いため、緑の保全、創出の観点から必要性が高い。 ・墓園としての必要性があるため、存続とする。 						
備考						

住吉墓園

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
51	②	すみよし 住吉墓園	昭和24年2月3日	墓園	
計画決定面積		開設面積 (供用面積)	未開設面積 (未供用面積)	整備中の面積	開設率
7.59ha		— (2.78ha)	7.59ha (4.81ha)	0ha	0%
I 将来都市像との整合		見直し図 S=1:5,000			
総合計画	—				
都市マス	○				
緑の基本計画	○				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性	—				
総合公園の必要性(重複率)	—				
身近な公園としての必要性	—				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域	○				
DID	○				
誘致圏内の緑地率	4.7%				
地域制緑地の指定状況等	○				
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・ 推定分布エリア	—			
	樹林地等	○			
防災	延焼火災危険予想地域	○			
	広域避難地	—			
景観	天竜川河岸段丘の斜面樹林地を含む緑豊かな景観	—			
スポーツ・レクリエーション	—				
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討	—				
III 既存ストックの活用検証					
—					
IV 他の都市施設等との区域の整合					
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	地形地物(樹林地)				
見直し結果	変更/面積(減) 変更前:7.59ha→変更後:3.87ha(除外:3.72ha)				
<ul style="list-style-type: none"> ・旧陸軍墓地のあった場所であり、自然的環境を有する静寂な場所である。 ・市街化区域かつDIDに位置するため、公園としての需要の観点から必要性が高い。また、誘致圏内の緑地率が4.7%と低いため、貴重な緑を保全する必要がある。 ・既に宅地化された部分は、墓園としての必要性が低いため、計画区域から除外する。 					
備考					

No.	計画番号	名称	当初計画決定年月日	種別	
52	③	みかたばら 三方原墓園	昭和37年12月26日	墓園	
計画決定面積		開設面積 (供用面積)	未開設面積 (未供用面積)	整備中の面積	開設率
28.19ha		8.37ha (7.35ha)	19.82ha (12.47ha)	0ha	29.7%
I 将来都市像との整合			見直し図 S=1:10,000		
総合計画	—				
都市マス	—				
緑の基本計画	—				
区域マス	—				
関連事業等	—				
II 基本的機能・地域での必要性					
a) 計画内容					
a)-2住区基幹公園以外の公園の機能					
当初の目的の必要性	○				
総合公園の必要性(重複率)	—				
身近な公園としての必要性	○				
b) 現況から求められる公園機能					
b)-1地区特性による必要性の検証					
市街化区域	—				
DID	—				
誘致圏内の緑地率	42.3%				
地域制緑地の指定状況等	—				
b)-2特に検討すべき公園機能の検証					
環境保全	貴重種の有無・推定分布エリア	—			
	樹林地等	—			
防災	延焼火災危険予想地域	—			
	広域避難地	—			
景観	—				
スポーツ・レクリエーション	—				
c) 計画内容の変更の検討					
種別変更の検討	—				
III 既存ストックの活用検証			—		
IV 他の都市施設等との区域の整合			—		
他の都市施設等	—				
利用実態	—				
合理的な区域界	—				
見直し結果	存続				
<p>・現在、墓所のほか、エントランス広場、日本庭園、多目的広場等が整備されている。拡張余地を残す市街地に近い墓園として貴重であるため、存続とする。</p>					
備考					

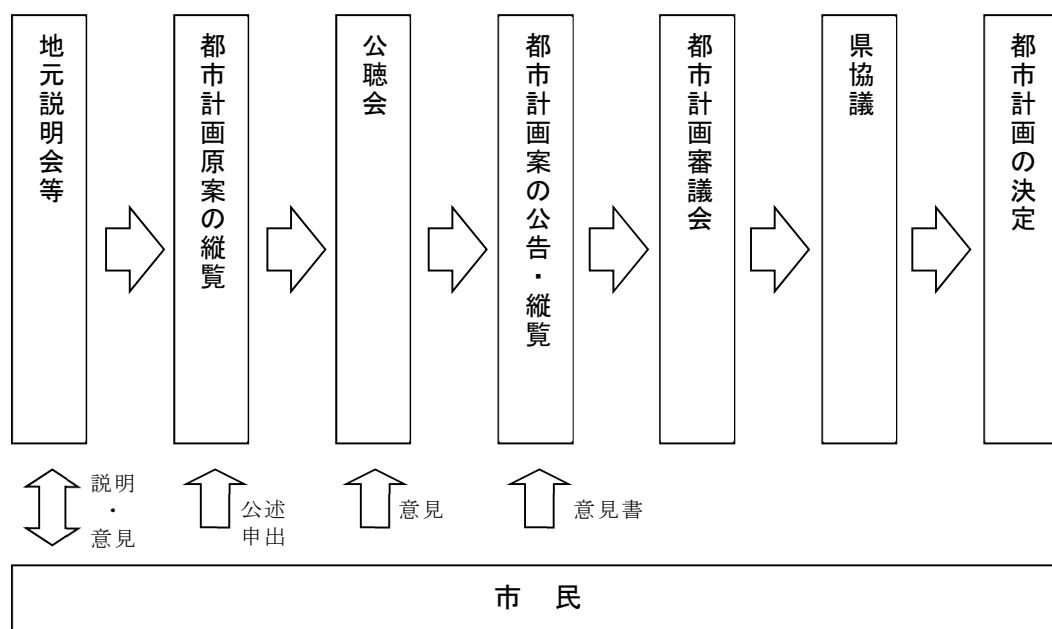
6 都市計画の変更・事業の実施に向けて

(1) 今後の流れ

見直し計画策定後は、地元説明会を経て都市計画原案をとりまとめます。その後、都市計画の図書の作成作業をはじめ、変更手続きに入ります。これらは、以下の流れで進めていきます。

なお、各段階において、市民、地権者の合意形成を図り、進めます。

また、整備プログラム策定後は、1期、2期、3期の整備予定時期に合わせた公園整備の推進に努めます。



(2) 公園整備に向けて

見直しの結果、整備の必要のある公園については、今後策定する整備プログラムに基づき整備を進めます。

各公園の整備内容については、地域住民との協議を踏まえ検討するとともに、整備費の縮減に努めます。

見直し計画を策定するにあたり実施した市民アンケート調査の結果、公園の整備や管理に何らかの形で関わりたいと回答した市民が多くいることから、整備及び維持管理の方法について、市民との協働を進めます。

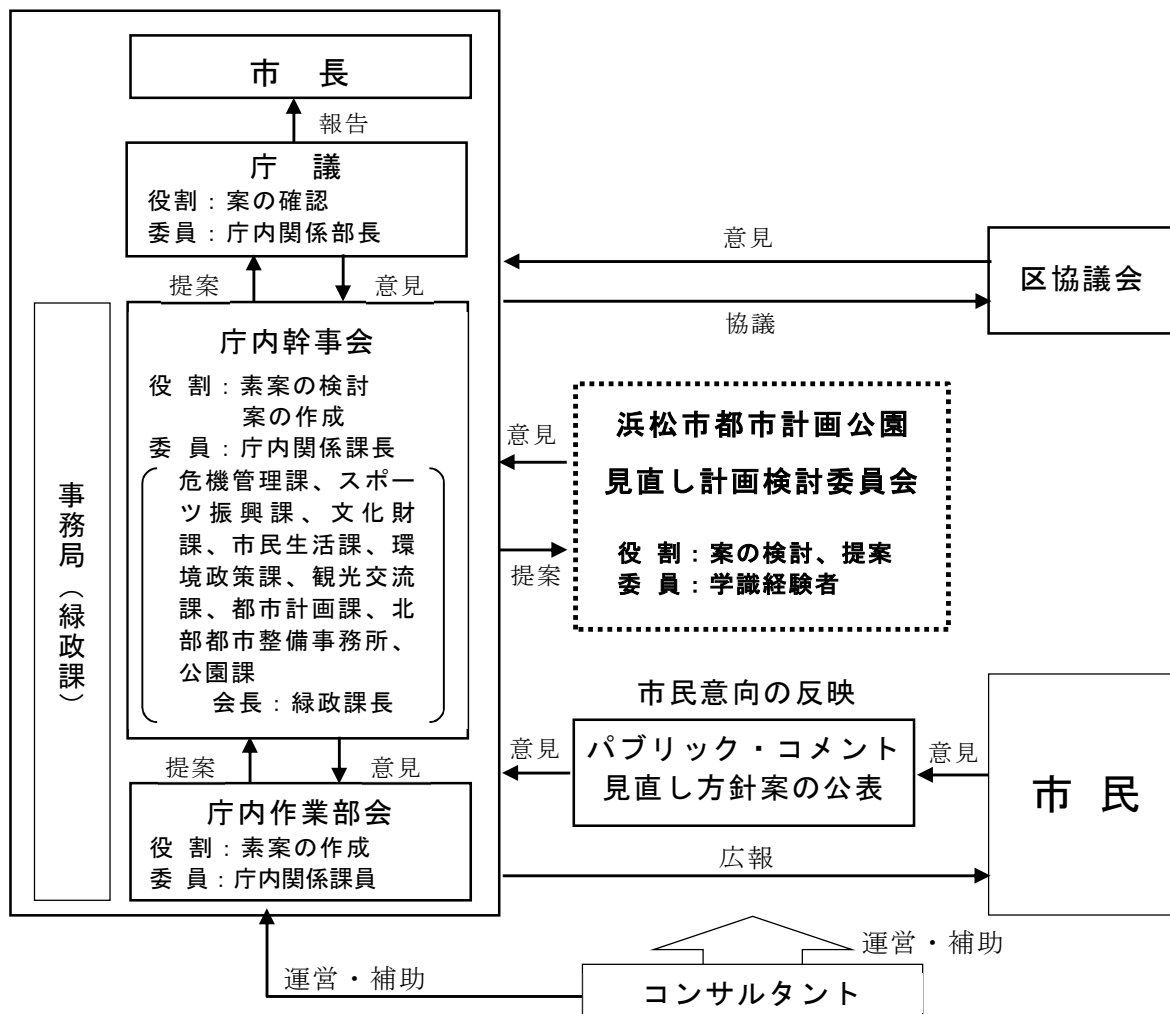
また、今回の見直しによって都市計画公園区域から外れることとなった既存の緑地や保存樹林等については、様々な方法により良好な環境の保全が図られるよう検討します。

7 策定の経緯・体制

(1) 策定の経緯

- 平成 23 年度 浜松市都市計画公園見直し検討委員会及び庁内幹事会を設置
現況・課題を把握、評価方法を検討
検討委員会(3回)、庁内幹事会(1回)、作業部会(3回)
- 平成 24 年度 浜松市都市計画公園の見直し方針と整備の優先順位付け方針(案)(以下、
方針案)を作成
検討委員会(3回)、作業部会(3回)
- 平成 25 年度 方針案のパブリック・コメントを実施
検討委員会(2回)、庁内幹事会及び作業部会(2回)
- 平成 26 年度 パブリック・コメントでの市民意見を反映して、方針案を策定・公表
浜松市都市計画公園見直し計画を策定・公表
検討委員会(1回)、庁内幹事会及び作業部会(1回)

(2) 策定体制



用語解説

あ行

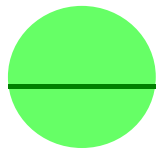
いせきこうえん 遺跡公園	遺跡の保存と公開を目的として整備した施設を指します。
-----------------	----------------------------

か行

かいせつ 開設	本計画においては、公園施設を整備した土地を都市公園法に基づき、都市公園として供用を開始することをいいます。
きぞん 既存ストック	これまでに蓄積してきた道路・公園・下水道などの都市基盤や住宅・商業・工業などの都市機能を指します。
きちょうしゅ 貴重種	文化財保護法で指定された天然記念物や種の保存法に指定されている種（法的に保護が必要な種）、環境省のレッドリストや静岡県レッドデータブックなどに掲載されている種（法的な規制はないものの生育数や生息数が相対的に少なく絶滅のおそれのある野生生物種）で、ここでいう貴重種は「生物多様性はままつ戦略」で定義されたものを指します。

さ行

しがいかくいき 市街化区域	都市計画区域内において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分です。市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定します。
しがいかちょうせいいき 市街化調整区域	都市計画区域内において無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分です。市街化を抑制すべき区域で、農林漁業などの一部の建物を除き原則的に開発は禁止されています。
じどうゆうえん 児童遊園	浜松市児童遊園要綱で指定された施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とした公園を指します。なお、浜松市には児童福祉法第40条の児童厚生施設に該当する児童遊園はありません。
しゃじりん 社寺林	神社や寺院の境内などの樹林を指します。
じゅうくきかんこうえん 住区基幹公園	主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分されます。

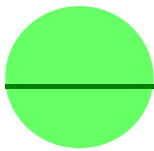


さ行

<p>せいぶつたようせい 生物多様性</p>	<p>生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指します。生物多様性の定義には様々なものがありますが、生物の多様性に関する条約では「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息または生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されています。</p>
----------------------------	--

た行

<p>だい じしんひがいそうてい 第4次地震被害想定</p>	<p>地震被害想定は、震度分布や液状化などの自然現象、人的・物的被害、ライフライン・交通施設や経済の被害や被害・対応シナリオ等を想定したものであり、県や市町の地震防災対策の基礎資料となるものです。第4次地震被害想定は、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う甚大な津波災害（東日本大震災）を機に策定が開始され、平成25年6月に公表されました。</p>
<p>ちいきせいりよくち 地域制緑地</p>	<p>地域制緑地は、法制度等に基づいて保全された緑地であり、「法によるもの」「協定によるもの」「条例等によるもの」に区分されます。法によるものとしては、特別緑地保全地区、緑地保全地域、風致地区などがあります。協定によるものとしては、緑地協定、景観協定で緑地に係る事項を定めているものなどがあります。条例等によるものとしては、条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、などとなります。</p>
<p>ちいきぼうさいけいかく 地域防災計画</p>	<p>災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務または業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画です。都道府県知事あるいは市町村長を会長とする地方防委会議で決定します。</p>
<p>ちくけいかく 地区計画</p>	<p>細街路や小公園等の小規模な公共施設の配置及び規模とともに、建築物に関する制限を計画事項とする総合的な都市計画制度です。</p>
<p>ちんじゆ もり 鎮守の森</p>	<p>神社の境内にある森です。</p>
<p>てんねんきねんぶつ 天然記念物</p>	<p>動物、植物、地質・鉱物などの自然物に関する記念物を指します。文化財保護法や各地方自治体の文化財保護条例に基づき指定されます。</p>
<p>とくしゆこうえん 特殊公園</p>	<p>その目的に則し配置する、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園などの特殊な公園を指します。</p>

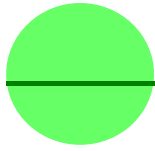


た行

とくていちくこうえん 特定地区公園	都市計画区域外において、農山漁村の生活環境の改善を目的として、面積4ha以上を標準として配置される公園です。
とくべつりょくちほぜんちく 特別緑地保全地区	都市内に残された緑地を、特別緑地保全地区として指定することにより、一定規模以上の樹木の伐採などの行為を許可制とし、現状凍結的に保全するものです。土地所有者には相続税の評価減等のメリットがあります。さらに、管理協定制により土地所有者の管理の負担を軽減することができます。
としけいかくくいき 都市計画区域	都市計画制度上の都市の範囲を指します。
としけいかくけつてい 都市計画決定及び へんこう 変更	都市計画法の一定の手続きにより、都市計画の内容を決定及び変更することです。その都市計画の内容は都市計画の図書（総括図、計画図及び計画書）によって表示するものとされています。都市計画を定める者は原則として都道府県、または市町村です。 ※浜松市の都市計画決定等の経緯については、P.91を参照。
としけいかくこうえん 都市計画公園	都市計画法第11条の都市施設の「公園」として計画決定されたものをいいます。
としけいかくほう 都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律です。
としこうえん 都市公園	「都市公園法」に定義されるもので、地方公共団体または国が設置する都市計画施設である公園または緑地、都市計画区域内において設置する公園または緑地を指します。
とちかくせいりしぎょう 土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業をいいます。

は行

はままつしそうごうけいかく 浜松市総合計画	浜松市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を指します。
はままつしとしけいかく 浜松市都市計画マスタープラン	長期的な見通しをもって総合的・一体的なまちづくりを進めていくための都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、浜松市の目指すべき将来都市像を定めた上で、その実現に向けたまちづくりについての考え方を明らかにしたものです。



は行

<p>はままつしみどり きほんけいかく 浜松市緑の基本計画</p>	<p>緑の基本計画は、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。（都市緑地法第4条）</p> <p>浜松市では、市が抱える課題の解決や社会の要請を的確に捉え、都市部から森林地域まですべての地域に住む市民一人ひとりが、みどりを生活に取り込み、みどりを活用しながら、豊かで楽しい生活を実現していくための、具体的な将来像の提示や、今後の取組指針を示す総合的な「ビジョン」を示しています。</p>
<p>ふうちちく 風致地区</p>	<p>地域制緑地の一つで、都市の風致を維持するために指定するものです。都道府県、政令指定都市で定める「風致地区条例」により、建築物の建築、宅地の造成または木材の伐採などの行為を規制しています。</p>
<p>ほうさいこうえん 防災公園</p>	<p>都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、災害時に復旧・復興拠点や生活物資などの中継基地拠点などとなる防災拠点、周辺地区からの避難者や帰宅困難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられている都市公園を指します。</p>

や行

<p>ゆうちけん 誘致圏</p>	<p>主にその公園の利用が見込まれる範囲を表します。誘致圏の標準は、街区公園半径 250m、近隣公園半径 500m、地区公園半径 1km 等です。</p>
----------------------	---

ら行

<p>ランドマーク</p>	<p>地域の目印となる建築物や大木など、象徴的な景観要素を指します。</p>
<p>りょくかじゅうてんちく 緑化重点地区</p>	<p>都市緑地法第4条の中で「緑の基本計画」の策定項目として定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。</p>
<p>りょくち 緑地</p>	<p>都市緑地法第3条第1項に「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、またはこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」とされています。特にその範囲に限定はなく、計画的にその保全・創出を図っていこうとするのであれば、個人の家の庭や生垣の緑などにいたるまで幅広く計画に含めうるものです。</p>

都市計画決定等の経緯

年代	時代背景	主たる計画・調査等	各計画において目指した将来像や都市づくりの方向性	主たる都市計画決定
大正時代	●近代産業革命の時代 大正8年(旧)都市計画法公布	大正12年(旧)都市計画法 浜松市に適用		大正14年都市計画区域の決定
～昭和20年代	●戦後の復興時代 昭和28年～昭和の大合併 昭和24年浜松城公園開設	昭和21年戦災復興計画 昭和29年浜松市総合調査	戦災を受けた市街地の復興を目指した。 周辺市町との合併が進んでおり、東海道における中核都市として、都市構造の確立を目指した。	昭和21年都市計画道路網を一括して決定 昭和24年都市計画公園・墓園16箇所の決定 昭和26年用途地域指定
～昭和40年代	●大量生産・大量消費の時代 昭和30年高度経済成長期の始まり 昭和39年東京オリンピック開催・東海道新幹線開通 昭和43年佐鳴湖公園開設 昭和44年東名高速道路開通	昭和37年西遠広域都市計画策定報告書 昭和45年浜松市総合開発基本構想	西遠地区における最初の都市計画サイドからの総合土地利用計画。(将来像は不明) 「活力あふれる豊かな市民生活」の実現を目指し、①人口、経済の拡大基調への積極的対応、②都市機能整備の促進、③広域都市政策の推進を将来の開発構想の基本とした。	昭和37年都市計画公園20箇所の追加 昭和37年用途地域の変更、都市計画道路網を整理、統合、廃止(浜北馬郡線(浜松バイパス)、笠井坪井線(浜松環状線)など) 昭和42年都市計画公園11箇所の追加 昭和47年西遠広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定
～昭和60年代	●地方の時代、民間活力導入の時代 昭和51年緑化推進センター開設 昭和52年浜松城公園、昭和天皇御在位50年記念公園として再整備 昭和54年第二次石油危機 昭和54年東海道本線高架化完成 昭和54年四ツ池公園浜松球場完成 昭和56年四ツ池公園陸上競技場完成 昭和58年浜松市動物園が館山寺町へ移転 昭和60年遠鉄高架化完成(新浜松～助信) 昭和63年遠州灘海浜公園一部供用開始	昭和50年第2次浜松市総合計画基本構想 昭和51年浜松市緑の基本構想 昭和54年奥浜名広域、天竜、56年西遠広域緑のマスタープラン及び市町版 昭和60年第3次浜松市総合計画基本構想	都市計画に関しては、「可能な限りスケールアップして設定し、東海道線高架事業と併せて市街地改造成業並びに生活環境施設整備を進め、健康と安全が保たれる都市づくりを進める」とした。 緑のマスタープラン作成に先立ち、学区単位で緑の資源を調査、評価し、その存在、利用の両面から緑の理想像を構想し、その実現のために、法的な措置、都市公園の整備を検討、提案した。樹林地、水辺地、文化財、社寺林の保全や育成等と都市公園の整備、緑化推進が構想としてあげられている。馬込川は、その浄化と緑化計画について、周辺の不適格工場の移転とその跡地の公園利用を提案している。 昭和52年の建設省通知「緑のマスタープラン策定要綱」に基づき、各都市計画区域単位で策定した。西遠広域の都市公園の目標とする水準は平成12年で20.55㎡/人である。 風格ある都市づくり、住みよい生活環境づくり、活力ある地域産業づくりなどを都市づくりの柱としている。	昭和51年奥浜名広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定 土地区画整理事業の決定(昭和50年高丘葵、昭和61年佐鳴湖西岸、昭和61年都田等) 上記市街地開発事業等に伴い都市計画公園を追加
平成時代	●都市化社会から都市の成熟化社会の時代 平成3年バブル経済終焉 平成5年都田テクノポリス竣工 平成8年中核市移行 平成8年フルーツパーク開園 平成16年しずおか国際園芸博覧会開催 平成17年12市町村合併 平成19年政令指定都市移行	平成5、6年緑のマスタープランの見直し 平成7年第4次浜松市総合計画基本構想 平成12年浜松市、引佐町、平成13年浜北市緑の基本計画 平成19年第1次浜松市総合計画 平成22年浜松市緑の基本計画 平成22年浜松市都市計画マスタープラン 平成23年第2次浜松市総合計画	都市緑地保全法の改正を見据え、各都市計画区域の緑のマスタープランを見直し、緑化重点地区が位置づけられた。西遠広域の都市公園等の目標とする水準は平成22年で30.31㎡/人である。 都市づくりの視点として、人口構造変化への対応、産業構造変化への対応、環境共生社会の実現などをあげ、「産業と文化の調和ある豊かな人間都市」を将来像としている。 平成6年の都市緑地保全法の改正により策定された法定計画である。浜松市緑の基本計画では、「市民が奏でる花と緑のまちづくり」を目標に、都市公園の目標とする水準は平成32年で20㎡/人としている。 都市空間形成は、市街地の無秩序な拡大を抑制する「浜松型コンパクトシティ」を目指している。 「みどり生活を愉しむまち・浜松」を目標に、実現のために、質の目標、量の目標(都市公園の整備目標：平成41年10.19㎡/人)を掲げている。 都市機能が集積した複数の拠点形成と公共交通を基本とした有機的な連携による「拠点ネットワーク型都市構造」の構築を図り、これにより低炭素都市形成や効率的な都市経営が可能となる集約型都市構造の実現を目指している。 都市空間形成は、都市計画マスタープラン同様、「拠点ネットワーク型都市構造」を目指している。	土地区画整理事業の決定(平成5年船明、平成6年浜北新都市、平成7年和地、平成9年高竜等) 上記市街地開発事業等に伴い都市計画公園を追加 平成19年浜松都市計画区域の指定

(資料：都市の施設計画そのあゆみ(S50年)、第1次浜松市総合計画(H19年)、浜松市制百周年記念誌ももとせ(H23年)等)

浜松市都市計画公園の見直し計画

平成26年10月

浜松市 都市整備部 緑政課

〒430-0946

浜松市中区元城町216-4

ノーススタービル浜松5階

電 話 053-457-2565

ファックス 053-457-2164

メー ル ryokuka@city.hamamatsu.shizuoka.jp